

第九十三回国会 衆議院 文教委員會議 録 第六号

昭和五十五年十一月五日(水曜日)

午前十時三十分開議

出席委員

委員長 三ツ林弥太郎君

理事 谷川 和穂君

理事 三塚 博君

理事 嶋崎 謙君

理事 有島 重武君

理事 白井日出男君

理事 小澤 潔君

理事 久保田四次君

理事 坂田 道太君

理事 長谷川 峻君

理事 木島喜兵衛君

理事 湯山 勇君

理事 栗田 翠君

理事 小杉 隆君

出席國務大臣

文部大臣 田中 龍夫君

郵政大臣 山内 一郎君

出席政府委員

文部政務次官 石橋 一弥君

文部大臣官房長 鈴木 敷君

文部省大学局長 宮地 貫一君

文部省学術國際局長 松浦泰次郎君

郵政省電波監理局長 田中眞三郎君

委員外の出席者

大蔵省主計局主計官 篠沢 恭助君

郵政省電波監理局放送部長 富田 徹郎君

労働省職業訓練局訓練政策課長 野崎 和昭君

十一月一日

学校災害の防止及び学校災害補償法の制定に関する請願(谷川和穂君紹介)(第七六六号)

高校新増設に対する国庫補助増額等に関する請願(加藤万吉君紹介)(第七六七号)

同(戸沢政方君紹介)(第七七八号)

同(中野雅弘君紹介)(第八八一号)

同(栗田翠君紹介)(第八八二号)

同(山下元利君紹介)(第七七〇号)

公立義務教育諸学校の教職員定数最低保障率存続に関する請願(川口大助君紹介)(第八一三三号)

金沢大学教育学部に養護教諭養成課程新設に関する請願(嶋崎謙君紹介)(第八八三三三)

は本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

放送大学学園法案(内閣提出第四号)

○三ツ林委員長 これより會議を開きます。

内閣提出、放送大学学園法案を議題といたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。中西眞三郎君。

○中西(續)委員 先般の連合審査なりあるいは当委員会における質疑の過程の中で大方出尽くしたと思えますけれども、答弁の内容等につきましてもまだ十分理解できない面がございますので、私は、まず放送法の関係三点についてお聞きしたいと思います。

先般から問題になっておりますように、放送大学は学問の自由を拘束するのではないかという論議がなされておりますけれども、特にその中で、

放送法の四十四条三項、公共性の問題について、学問の研究の自由なり大学の自治、このかわりをおどのように理解をしておられるのか、この点についてお答えいただきたいと思います。

○田中(眞)政府委員 放送法第四十四条三項を学問の自由との関連でどう考えるのかという御質問だと思えますけれども、放送大学学園の放送は、放送大学の講義としての実質を持つものでございまして、放送であるという以上は、放送の中立、公平が守られるべきものというふうな考え方から、政治的公平の確保、論点の多角的解明等の、番組編集準則と私も呼んでおりますけれども、これを適用することが適当だと判断いたしましたわけでございます。

まず、意見が対立している問題の論点の多角的解明についての規定でございますけれども、これは講義の方法に対する一種の制約と言えようかと思えますけれども、この場合でございますけれども、教授の見解が一方的に提示されるのではなくして、反対意見も十分お示しただいて、全体として公平を損なわない、そういう講義を行っていたければ、学園の中で教授が自己の学説を述べることとできるというふうな理解いたしておるわけでございます。したがって、放送を手段として行います大学教育というものが正規の大学として十分成り立ち得ると考えておる次第でございます。

○中西(續)委員 たとえば、教授が政治的問題に關係する教授自身の研究成果の発表を、いま言うように反対意見を入れて全体として公平、こういう見解のようでありますけれども、少なくとも教授自身が学説なり研究成果を発表するということがなければ学園における教育に値しないわけですから、この点については反対意見を必ず入れなければならぬという拘束性が出てくるわけですか。

○田中(眞)政府委員 お言葉ではございますけれども、放送だということでは先ほどもお話し申し上げましたように、一つの制約にはなるかと思えますけれども、教授が御自分の意見というものを主張される場合におきまして、反対意見というもので自己の主張を浮き彫りにさせる、主張の論点の正しさを講義できるといふような面もあろうかと思っておりますので、放送による講義は三分の一、スクーリングあるいは教科書の配付というような面での教育もあるところでございますけれども、全体としてのバランスの上に立ちまして公平を保つというふうにしていただきたいというふうな考えでおる次第でございます。

○中西(續)委員 したがって、いまの論議を聞いておりますと、大学の自治なりあるいは研究の自由ということよりも、むしろ電波の割り当てが前提で成り立つために放送法が依然として優先をする、こういう見解の中で、いま答弁しておる中身についても、スクーリング云々、教材云々と言いますけれども、その先行するのは依然として放送法を優先するということではないか、こういうふうにお聞き取れるのですけれども、この点はどうですか。

○富田説明員 ただいま局長が御説明申し上げましたが、放送法第四十四条第三項第四号は、意見が対立している問題についての規定しておりますので、意見が対立しない問題について教授が新し

く新たな知見に基づいて学説を提示される場合には、それは当然、意見が対立していいわけですから、多角的な論点解明ということ、意見が対立している問題についての要請しているものでありまして、全面的に要請しているものではございません。したがって、放送法が要請しておりますのは、そういうような公平とか番組準則として広く報道あるいは教育、教養、娯楽といったような番組を提供いたします放送一般について要求している面もあります。したがって、この放送大学学園法案に対してこの四十四条の規定が適用されますけれども、学園の自治あるいは教授の自由と申しますかそういうものと背馳しない、相反しない、十分調和を保って適用されるものというふう

にわれわれは考えておるわけでありまして。
○中西(續)委員 調和を保つと言いますけれども、調和を保つその判断はだれがどこでするのか、この点はどうお考えなんでしょうか。
○富田説明員 放送法第四十四条は、一般的に言

いまして、この規定の順守がどのように担保されるかにつきましては、原則としてこれは放送事業者の自律的な判断にまず第一義的には期待しておりますというふうなわれわれは考えております。
○中西(續)委員 それでは、もう一度確認をいたしますけれども、いま言うように学説なり何なりについては、少なくとも教授なら教授の研究したその内容を直接そこでもって述べることができるといふことではないわけですね、端的に言つて。

○富田説明員 意見が対立している問題、これは学説の場合にも当てはまると思いますが、意見が対立していない問題については、教授の主張のみを御主張されて十分だと思いますが、意見が対立している問題、つまり、意見が対立している学説がありまして場合には、公平に他の学説も御紹介になるべきだというふうな規定であるというふう

に解釈しております。
○中西(續)委員 そんなです、問題は、そのような対立する意見等について一つの制約的なものが必ずつくというのを認めなければならぬで

しょう。そのことは認めますね。
○富田説明員 おっしゃるとおりです。
○中西(續)委員 そうしますと、これは大学局長に聞きたいと思えますけれども、これとあわせまして、人事権の問題とかあるいは学園の自由の保障機能を持つために教授会なりが確立をされないと、この点についてはできないことになるわけですね。ですから、いま言うように相対立するものについては、この二つの意見を並立させなければならぬという一つの制約がある。そのことは大学の基本理念からすると、人事権の保障とか教授会の確立とかいろいろな条件がありますけれども、いま富田放送部長が答弁された、対立するといふこの内容についてはどう理解をしたらいい

ですか。
○宮地政府委員 郵政省の御説明のとおりであろ

うかと思えます。そういう論点を明らかにする方策についての特別の規定が、講義の方法に対する一種の制約としてかぶさっている。放送という手段を使う以上は、放送法上の制約がかぶさるというところは御指摘のとおりでございますが、講師の学問的見解を述べることが禁止されていないというところは、郵政当局も御説明されたとおりでございます。

その限りではそういう制約があるわけではございますが、一般の大学におきまして、規定の制約はございませぬけれども、大学の教官たる者が、学説が対立している者があります際に、それをこ

ういう学説があるというのを踏まえた上で自己の学説の説明をするということ、これは通常の大学の学説の講義の中身としてはごく通例と考えられる事柄でございまして、その点は大学自体として、そういう放送法上の制約があるかないかという点については確かに差異がございまして、けれども、そういう意味では講師の学問的見解を述べることが禁止されていないという点から見まして、大学自身の持つべき学園の自由がそこで制約されているというぐあいには私は考えないわけでは

ございます。
○中西(續)委員 いま答弁ありましたけれども、そうしますと、一般の大学におきまして、大学の基本理念としてこのような放送法の制約があると同じように制約があるということですか。
○宮地政府委員 法律上の制約はございませんと

いうぐあいに御説明を先ほど申し上げたわけでございます。
○中西(續)委員 そうしますと、それを制約があるかのように説明をすべきことが云々ということ

を言いましたね、ということになると、法的な制約はないけれども、それはすべきだということ

を言っているのではないですか。そういうふうに文部省は内容についての介入をやるわけでは

ないか。
○宮地政府委員 文部省が大学の講義の中身について云々すべきでないことは当然のことではござい

ます。それは大学みずから御判断になる事柄でござい

ます。
○中西(續)委員 それで、いま言うように、あな

たの言葉の中に、放送法が優先をするような制約事項があるのかとご答弁、これは当然誤りだといふことを認めなければいかぬと思いますが、その点どうですか。

○宮地政府委員 ただいま御答弁申し上げたと

りでございます。大学の講義の中身について文部省がとやかく言うべきでないことは当然のこと

でございます。それは大学がみずから御判断にな

って行なうべき事柄でござい

ます。
○中西(續)委員 そこでもう一つ、いま言う対立

すべき事項として、制約がありながら、なおかつ、そこには自由が保障されているという論議を展開しているわけですね、ところがもう一つ、番組の編成権についても、もうちょっと立ち入ってお聞きしたいと思うのですけれども、番組を編成する場合に、教授などの考え方によって教員部門の

カリキュラム作成権、これとかかわりはどうなるのか。結局、教授の考え方よりもむしろプロ

デューサーの方の番組制作技術が先行するのはないかという懸念があるわけですね。ということ

になりますと、まさに教育の内容まで含めてうんと立ち入った制約がまたさらに出てくるわけであり

ますけれども、この点についてはどうでしょう。
○富田説明員 放送番組の制作にかかると技術的な問題はどのようになるかは今後の問題といたしまして、放送法上はあくまでも放送番組の編集の自由

というものを保障しております。なおかつ、一般の放送事業者あるいはNHKに対しては、みずから番組編集基準というものを定める義務を定めておりますが、放送大学に関しては、この適用を除外しております。

○中西(續)委員 この点、完全に除外をしておる

というのですか。すべてのものについて除外して

いますか。
○富田説明員 放送法第四十四条の二の「国内番組基準」という規定がござい

ます。これはNHKについてそうなっておりますが、一般放送事業者にも準用されている規定でありまして、これは「国内放送の放送番組の種別及び放送の対象とする者に

応じて国内放送の放送番組の編集の基準を定め、これに従って国内放送の放送番組の編集をしなければならない。」となつておりますが、この規定は放送大学には適用されません。

○中西(續)委員 いま私は、具体的にカリキュラムの作成権と番組の編成権の場合を比較した場合に編成権がやはり優先をする、こういう確認に立つ

わけなんです。なぜかならば、放送大学の教育伝達内容というのが電波によって放送されますから、放送番組がそれによって優先をするということになりはしないかということ懸念するわけでは

す。ですから、いま言う四十四条の二とそれはかわりがありますかと聞いています。

○富田説明員 かかわりがあるか、ちよつとあれ

ですが、放送大学におけるカリキュラムの作成という

ことと放送番組の作成ということは、現実の問題として一致しているのだからというふう

に思います。それは放送法から見ますと放送番組の編集という

ことになりまして、放送法三条によつて、放送事業者であり

ます放送大学学園の自由が

保障されているというふうになっております。

○中西(續)委員 ちよつとわからぬですね。いま言う番組の編成権というものはちゃんとあるわけですからね、それと教務部門の教授がカリキュラムを作成する場合、そのどちらが優先するかと私は言っているわけです。すると、これは一致するのですか。

○富田説明員 法律上は一致するものと考えても差し支えないと思います。

○中西(續)委員 あなたは差し支えないなんということを言いますけれども、どこをもって差し支えないというように法律上あるのですか。いまの二にはこの関係はないと私は思うんですよ。

○富田説明員 放送法第三条に「放送番組は」と書いてありますが、これはカリキュラムの作成を含む放送番組あるいはカリキュラムそのものを含み放送番組だというふうに解釈されますから、その放送番組の作成の自由、つまり、放送大学においてはカリキュラムの編成の自由というふうにもあるいはなるかもしれませんが、それらを含んで放送番組の編成の自由は保障されている、それは放送法第三条によるものでありますということを申し上げておきます。

○中西(續)委員 そうしますと、いまあなたが言っているのは、やはり依然として番組編成権が優先した中でしか物を言っていないんですよ、幾ら聞いたって。ですから、いまあなたの言っていることを聞くと、カリキュラム作成権がそれに付随するもので、何らそこには矛盾はないというふうな聞き取り方を私はしたので。だから私は、この番組の編成権とカリキュラムの作成権というものが必ずしも一致するものでなくて、あなたの言い方からすると、番組編成権が優先をしているという聞き取り方をしているのですが、そうなる問題だと最初から言っているわけですか。

○宮地政府委員 お話の点は、具体的な放送教材の作成の問題にかかわって番組編成の自由と教務側の学問の自由、その点の調整をどう考えておられるのかという御質問というぐあいに理解をいたしました。

たわけでございますが、その点がまさにこの放送大学学園という特殊法人で今回お願いしている一つの問題点であろうかと思ひます。私も私として、大学と放送局とを同一の主体ということで設置することによりまして、それが一体として運営されるということでございますから、もちろん、番組編成の自由というものは片やございまして、大学の学問の自由というものは、大学である以上は基本的にあるわけでございます。それが調和した形で行われるというのが、両者が相干渉して別個のものとして機能しては困るという点が、まさに特殊法人としてこれを一つの設置主体として今回御提案を申し上げている理由の一つということでございます。

○中西(續)委員 いま大学局長はそう言いましたけれども、いかに特殊法人とはいっても、放送局は学園側にあるわけですね、これは教務側じゃないですか、そのことは認めるでしょう。

○宮地政府委員 特殊法人の学園が設置をしているわけでございます。

○中西(續)委員 したがって、最終的には依然としてこの放送局、いわゆる学園側が法文上優先をするということになるのではないですか。

○宮地政府委員 放送局の設置は、設置主体として特殊法人のこの学園が設置しておるわけでございますが、放送大学そのものもまた同一の特殊法人放送大学学園が設置主体であるわけでございます。

○中西(續)委員 いや、だからそこに妙味があるみたいな、調和ができるような話をしていますけれども、いざいざにしても、私は、いま言いました第一の問題点、学問の自由を制約する四十四条の二の問題、さらにまた、いま言う番組編成権なりカリキュラム作成権の問題につきましても、依然としてそこには明らかにし得ないという問題があるというところを指摘したいと思うのです。

特にその点で、この二点をもう少し明快にする方策というものがなければ、いま言う大学の自治あるいは学園の自由、研究の自由というものがとうてい保障されるということにはなり得ない。それは後の論議の中でまだ出てまいりますから、そのときにまた私は加えていきたいと思つてます。時間がなくなつてしまふのですが、もう一つだけ電波監理局長に聞きたいと思ひます。

放送法では現行二本立てになっておりますけれども、これがあなたたちの答弁では、異質なものが加われば三本になる、あるいは異質な放送提供者を加われば三本になる、こういう答弁がいままでされておりますね。このことは否定なさらぬと思ひます。そうなりますと、この前から論議されておりますように、国がすべて財政を援助するというこの現行二本立てとは全く異質なものがあつたために、異質なものが加われば三本になるという言い方をしておると思ひますけれども、そうなるまいと思ひますと、これは第三の放送であるというように理解をしようと思ひますか。

○田中(眞)政府委員 放送大学学園の放送につきましても、この財政的基礎を、NHKのような受信料やあるいは民間放送事業者のような広告費に求めないで、もっぱら国の資金に求めているということがございます。そして、その放送大学学園の放送というものは、学校教育法に基づきまして正規の大学教育に必要な放送に限定されるわけでございますけれども、こうした性質の放送というものは、従来のNHKあるいは一般放送事業者とは異なる放送事業者が入つてきた、出現するということになるわけで、その限りにおいて三本立てになるということができるのではないかと、いふに考えておる次第でございます。

○中西(續)委員 そうなりますと、やはりこの面からいたしますと制度上大きな変更が出てきたというところになりはしないのですか。特に国がすべて財政負担をするということからいたしますと、権力が放送という強い力を持つべきでないという局長の答弁がありましたけれども、こういう体制というものはきわめて危険ではないかと思ひますが、この点はどうですか。

○田中(眞)政府委員 二つ御質問の内容があらうかと思ひますが、まず、現在の放送体制に改革を加えるものじゃないのかというところが一つでございますけれども、先ほども申し上げましたように、学園の放送というものは、大学教育のための放送に明確に限定するというところで、既存の放送秩序に与える影響というものはきわめて少ないというふうに私も判断しております。学園の放送を認めることによりまして、放送法制の重大な変更になるというふうな受け取り方はしていません。

次に、第二点でございますが、国営放送になるのではないかと御趣旨の御質問かと思ひますけれども、これにつきましては、現行の放送法は国が放送事業者となることは予定しております。郵政省といたしまして、そうした放送法制定の趣旨から見まして、国が放送事業者となることは望ましくないと考えておる次第で、いまの放送大学学園は、国とは別的人格、法人格を有することにしておるわけで、国みずから放送事業者となる国営放送とは形式上もはっきりと区別できるのではないかと、いふに考えております。

また実質的にも、学園の国からの独立性についてでございますけれども、この学園法案では、まず主務大臣の監督命令というものを、財務、会計に限定するということ、通常の特殊法人とは異なりまして、もっぱら大学の教育として行われるということで、大学の自治、学問の自由というものは十分確保されているというふうな考えでおるわけでございます。

したがって、国の資金によりまして運営される放送大学学園の放送を認めるといたしまして、放送法第一条の精神、放送の不偏不党ということでございますけれども、そういうものに背馳することにはならないというふうな考え方でございます。

○中西(續)委員 いまの第一点、大学放送に限定をするので影響はきわめて少ないということを言つてはいただけますけれども、この放送大学学園法案の

資料を見ていただきますと、これにはちゃんと一番最初の「総則」のところに「大学教育の機会に對する広範な国民の要請にこたえとともに、大学教育のための放送の普及発達を図ることを目的とする。」というように、大学在学という特定された者でなくて、一般の者に対しても、大学教育としての放送の普及を図り、そしてそれを目的とするということまでちゃんとたつてあるわけですから、むしろ限定さるべきでなしに、影響を少なくするということがなくて、うんと拡大をして社会教育なり何なりに資するというのが一つの目標になっているわけですね。そういうことになってまいりますと、影響はきわめて少ないなどという、これはもう詭弁であります。

それからその次に、法人格云々で別だということをおっしゃるけれども、確かに法人格としては特殊法人ですから、国と特殊法人が同じかと言ったら、これは法律上は違ひがあることは事実ですね。このことは認めます。しかし、その裏側にある、国がすべて財政を援助するというこの措置は、普通一般の法人の場合にもあるのです。これは法人格を持つものに対してすべてを国が援助あるいは助成する、こういう状態というのはあり得ないし、さらにまた、独立問題についても、大臣が限定されたものの中だけでは介入できないようになっておるといふ言い方をしますね、三十六条ですね、三十六条の監督命令権、財務と会計のみである、こういうことを言っていますけれども、しかし、これはまた後でこの後の組織運営、こういう問題の中で指摘をしておりますから、いま申し上げました、影響はきわめて少ない、それから法人格、別だと言いますが、官利機関じゃありませんから、財政をこのようにして完全にすべて国が保障するということになるわけでありまして、こういうものが果たして国の影響がないのですか。

○田中(眞)政府委員 この放送大学という放送が入ることが、放送の普及発達を図ると目的にも書いてあるということで、現在、いろいろな意味で

影響が大きいのではないかといいことでございませうけれども、いま、今日までNHKというものと民間放送というものが両々相まちまして、非常に放送が花盛りでございませうけれども、その既存の放送体制に与える影響としては、今度のこの大学学園の放送によりまして、たとえば、まあ影響の判断もいろいろあるかと思ひますけれども、そういう意味におきまして、今度の学園の放送が、大学教育としての実質的な議論の内容というものを想定いたしました場合、私どもとしては、多分放送体制に与える影響というものは少ないのではないかと、こういうふうに判断いたしておるわけでございます。

次に、国費の問題でございませうけれども、先ほども申し上げましたように、国からの独立性についての学園の担保をもう少し説明させていただきますと、まず、主務大臣の監督命令は財務、会計に限定しておるといふふうに申し上げました。

次に、大学の自治というものを高度に保障するという観点から、先ほど放送部長も申し上げましたけれども、番組基準というものの作成義務、これは従来のNHK、一般放送事業者には課せられておるわけでございますけれども、番組基準の作成義務というものをかぶせておりません。

また、番組審議機関というものがNHK、民放ともにございませうけれども、その義務づけも排除する等の措置を講じております。

それから、学園の放送というものは、放送大学の講義としての実質を有するということで、先ほども先生からいろいろ御指摘がございましたけれども、放送番組の制作というものは、事実上教授等の大学陣を中心に行われるであろう、これに對しまして放送陣からの、番組の内容を豊富にするというふうな意味で、制作効果あるいは視聴効果というものを高める面からの協力はあるかと思ひますけれども、授業でございませうから、その番組そのものは教授を中心に行われるものというふうに考へておる次第でございませう。

中心となるのはあくまで大学でございませうけれども、その大学におきましては、わが国においてはすでに確定された制度的とも言うてよい慣行として認められていた大学の自治というものがあつたのではないだろうか、その自律性に大いに期待したいということ、学園の放送の自律性は確保されるのではないだろうかというふうに考へておる次第でございませう。

○中西(鏡)委員 もう時間がありませんから、先ほど申し上げたけれども、私が言っているのは、影響がきわめて少ないと言つておられるけれども、これは少なくとも特定の人だけでなしに多数の人、不特定の人を対象にするわけでありませうから、その影響は少ないなどというところはあり得ないわけなんです。ですから、いま言う番組編成の場合の基準から外したり、審議から外したりといういろいろの答弁がございませうけれども、これらについては、その内容をもう一度つぶさに検討してみないと問題があると思つたのです。

ですから、大臣の権限、権能がきわめて僅少である、少ないということを感じておられますけれども、この点はまだそういう問題がございませうので、その点については後で触れていきたいと私たちは思つております。

そこで、時間もございませうので、問題の運営組織の面でお聞かせをいただきたいと思ひますけれども、先ほどから問題にしてまいりました面で、いま言う番組編成なりあるいは大臣の監督命令権あたりが非常に制約されておるので、学園の自治なり自由というものは守れるということを感じておられますけれども、運営組織そのものを見ますと、私は、決してそうでない、こういうふうに見ておられるわけです。

そこで、まず第一に、十条の一の理事長ですね、理事長は文部大臣が任命権者であるということとは明らかです。そしてその場合に非常に危険なことは、資格条件、手続要件が全くないんですね。任命権を大臣にゆだねてしまつておるといふ状況です。したがつてこの点、果たして任命権の公正化

が期せられるのか。時の大臣の恣意によつてこれが果たされるということになるわけですね、しかも、それが今度学長を兼ねるということになりまして、さらに、直接的に大臣の意向を反映するということになるわけですね、大臣の顔色をうかがわなければ理事長というものは成り立たぬわけですから。この点はどうでしょうか。

○宮地政府委員 「理事長及び監事は、文部大臣が任命する。」という規定を設けておりますが、こういう役員任命としては、他の特殊法人の場合と同様の規定を設けているわけでございます。お話をうかがうに学長が理事長を兼ねる場合もあるわけでございますけれども、教学組織面についての任命の仕方については、それぞれ国立大学の場合の学長以下の任命規定に準ずるような形で十分大学の自治が保障されるような形を、私どもとしては、この学園法案においてそれぞれ規定をいたしておるといふのは、従来御説明申し上げておるとおりでございます。

もちろん、最初の理事長の任命に当たりまして、他の法人と同様の規定ということで御説明をいたしましたけれども、違ひます点は、放送大学学園が大学を設置する主体であるという点では、一般の特殊法人と著しく異なつておるわけでございます。当然に、大学の設置主体ということ急頭に置かしまして、それに適した人材を任命されることにならうかと思ひます。その点はほかの特殊法人とは異なる点がある、かように考へております。

○中西(鏡)委員 大学の設置主体であるということと他の法人とは別個に考へなくてはならぬといふことも含めて、八条で理事の常勤が四人以内で非常勤が三人以内ということになっておりますが、この理事長と理事との関係は、理事長を頂点にしてピラミッド型に構成をしておられるわけですね。少なくとも理事会がなくてはならぬし、そしてその理事会は合議体であるべきであるわけですね。ところが、そういうものは全然ないわけですね。何もそこには明記されておらないし、不明確でありま

す。ですから、そういうことからいたしますと、理事長の権限、権能は非常に強い、こういう状況になっておるゆえに、この理事長の資格要件とか手続要件を、大学設置主体であるために明らかにしなければならぬということを私は言っておるわけです。

そこで、理事会は合議体であるべきだけれども、この点はどうなっておるか。そしてさらに、その理事の中に教官の理事が入れるのか、もし入るとするならば何名か。

○宮地政府委員 学園の役員組織といたしましては、お話のとおり理事長及び理事がそれぞれ置かれておるわけでございます。理事につきましては、もちろん、学園の機関といたしまして理事長を補佐して学園の業務を掌理するというような職務内容になるわけでございまして、教学の代表者として学長は当然に理事の構成メンバーの一人になるという規定を置いてございます。そのほか、業務についてはそれぞれ常勤の理事が分担をして職務を執行することになるわけでございます。

理事会の規定を特に設けていないという点についてのお話でございますが、事柄を処理するに理事会というような合議体を設けて事実上処理することは十分考えられるわけでございまして、けれども、ただいま申しましたように、学長を理事の一名として、当然、職責上学長は理事になるという規定にいたしておるわけでございます。そういったしますと、学長の職務遂行について合議制の理事の議によりしめることにすると、かえって大学の自主的活動を制約することになるおそれもあるというようにも考慮いたしまして、法律上の規定として合議制の理事会は設けていないということでございます。もちろん、職務執行に当たりまして担当の理事がそれぞれ理事長のもとで合議をして、関係者の意見が一致したところで全体を遂行していく、一般的な事柄は当然予想されるわけでございしますが、法律上の規定として設けなかった点は、そういう点を配慮したということでございます。もちろん、教学担当としては当然に学

長がその最高責任者でございまして、その学長が理事として入っておるということで、常勤理事についてはその職務を分担して執行していただくことにいたしております。

○中西(續)委員 私は、理事長が何でもできるという体制はいけないと言っているわけですよ。これは何でもできるようなになっているでしょう、合議体ではないわけですから。理事の権限、権能というのは、そこにありますように「理事長を補佐して学園の業務を掌理し」、こういうふうなことで、完全にはミッド型になっていて、理事長はきわめて権限が強くなっている、ですから、やはり合議体にするべきだと言っているわけですよ。合議体にしたから今度は教学部門を圧殺する、こういうことはさらさらあつてはならぬわけですから、この点を言うということになると、まさに理事長が一人で何でもできて、この教学部門をうんと圧縮をするということだつてできるわけですよ。これは大変なことですよ。この点はちょっと許せませんね。

それからもう一つは、教官理事が何名入るかという点につきまして、いま言っておられるのは学長一人だということになっていきますね、そうなつてまいりますと、たとえば学長を理事長が兼ねた場合には、教学部門からはいないのと全く同じことになつてしまふのです。ですから、この点でやはり民主的な構成にはなつておらない、こういうことが指摘できると思ひます。

それから次に、十八条二項に、運営審議会委員は二十人以上といふことがありますが、これもやはり同じように文部大臣の指名になっていきます。これは理事長の諮問機関ですね、ということになれば、学識経験者などを加えることになつておりますけれども、少なくともこういうものの中には、教学部門からの推薦者、たとえば教授会の推薦権が必要ではないかと思うのです。こういう点についてはどうでしょう。

○宮地政府委員 運営審議会の構成についてのお尋ねでございますが、運営審議会を置きました設

置目的から考えましても、できる限り広く各界から意見を反映させることが必要であらうかと考えております。

具体的構成については、私も念頭に置いて考えておりますのは、たとえば大学の関係者でございまして、放送教育関係の学識経験者、放送事業の関係者、あるいはさらに社会教育関係者、その他学識関係者等を、広く関係各方面から適任者を得たいというぐあいに考えておるわけでございます。

○中西(續)委員 ちよつと、質問に答えてください、時間がありませんからね。教授会に推薦権を持たせてこの運営審議会の委員になれるようにすべきではないか、こう言っているわけですよ。そのほか、学識経験者で国公私立大学の代表者だとかいろいろあるでしょう、そういう者を入れるべきではないか。いま言った中に全然ありませんからね。この点どうですか。ないなら、あるならあると……。

○宮地政府委員 「運営審議会は、理事長の諮問に依り、学園の業務の運営に関する重要事項について審議をする」という規定になっておりまして、大学そのものの運営ではございませんので、考え方としては、教授会の推薦する教官を入れるという考え方はとていないという考え方でございます。

○中西(續)委員 これはもう大変なものだということをお話には言っているわけですよ。さつきから言っている放送法の関係からいたしまして、いろいろ指摘をいたしましたが、そういう中である程度民主的なものが保てるということを盛んに言っておりますけれども、いま言うように、学園側の中に教学部門はできるだけ排除をするという理念、この点について確認をしたいと思ひます。

○宮地政府委員 先生御指摘のような教学部門を排除するといふような考え方では、この構成を考えると、学園の業務全体について御意見をいたしたくた

上げたような委員の構成というものが考えられるということをお説明したわけでございます。

○中西(續)委員 言い回しでございましてはいけません。私が言っておるのは、少なくとも学園業務であらうとならうと、この学園に關して教学部門からそういう意見の開陳できる者をむしろ必ず入れるべきではないか。いま私立大学なんかで非常に問題のあるところでは、これを全部排除したり何かしているところに問題が全部出ているわけですね。このことをお気づきですか。そういうことを考えあわせていきますと、この点からいたしまして、いろいろあなたには、大学学園として、特殊法人として一つの性格を持ち、そして大学としての性格を持つということをお言っておるわけでありまして、その場合に、運営審議会の中に――教授会に推薦権を与えるということはないということをお言っているわけですね。その点もう一遍確認します。はっきりしてください。

○宮地政府委員 この運営審議会についての基本的な考え方といたしましては、この放送大学学園自体の業務につきまして、学園外部の関係者の御意見を十分反映させるというところに本来のねらいといたしまして、先ほど申し上げましたような構成というものが考えられるということで御説明をいたしたわけでございます。

○中西(續)委員 ですから、外部の者も必要でしょうけれども、さつきから私が指摘しておるように、たとえば理事の中には学長一名だと言つてしまふ、そして今度は、運営審議会の中にも教学部門は入り得ない、こういうことを言っているわけですね、ですから、外部であらうとならうと、私は少なくとも、教授会の推薦権を持ち得る者がその中に入るべきではないかという意見を持っているから、それは排除するのですか、こう聞いているわけですよ。ですから端的に、いや、それは排除するのです、こうおっしゃつてくれればいいのです。どうですか。

○宮地政府委員 先ほど御答弁申し上げたとおり

でございまして、この規定の本来の趣旨としては、外部の御意見を学園の業務の運営に参考にするというために置かれていたという点から申し上げます、学園外部の方々を構成のメンバーとして考えるというのが本来のねらいでございまして。しかしながら、学園内部の方々を排除するという考え方であるということでは必ずしもございせん。

○中西(續)委員 排除するということではないと言うから、それでは今度は、大変な問題を後に残すことになるわけですよ。外部ということが先行し、そのことによって、いま言っていることが規定づけられていくわけですよ。しかし、内部の人も入れぬわけではない、こう言っているわけですね。そうなりますと、ちょっと聞きますけれども、二十一条の二の今度ははいよいよ教務部門ですが、この学長の権限等についてお聞きしたいと思ひますけれども、この点は評議会とかかわりがあります、理事長の申出に基づいて、文部大臣が任命する、そしてこのことは、さつき、普通大学の場合と全く同じだと言ひ方をしておりましたけれども、この点、学長の場合には、教授会なり何なりで明確に決定づけられるという中身になっておるのかどうか。そうしなければ理事長は学長のすべての首根っこを押さえるわけでありまして、この点がどうなっておるのか、これが一つ。

それから、二十一条の五の教員の場合でありますけれども、教員の場合には、教授会は学校教育法五十九条、これを適用されるのかどうか、この点お聞かせください。

○宮地政府委員 第二十一条にそれぞれ関係の規定を設けてあるわけでございます、「学長は、理事長の申出に基づいて、文部大臣が任命する」、こういうわけでございますが、その申し出に当たっては「評議会の議に基づいて行う」ということになるわけでございます。したがって「評議会の議に基づく」ということは、規定としてはきわめて強い拘束力があるというぐあいに考えております。教員についても「学長の申出に基づいて、理

事長が任命する。」わけですが、その申し出に当たっては「評議会の議に基づいて行われる」というふうに、この学園法案では規定をいたしておるわけでありまして。

○中西(續)委員 そうしますと、教授会というのは、学校教育法五十九条を適用されるかどうかについてお答えありませんか……

○宮地政府委員 この放送大学におきましては、考え方がいたしましては、従来御説明もいたしておるわけでございますが、教員組織が大変複雑であるということ、そういうような事柄に対応いたしまして評議会を置くということにいたしておるわけでございます。

放送大学におきまして、学校教育法五十九条の規定に基づきまして放送大学の重要事項を審議するため教授会が置かれるということは、これは法律上当然にそういう形になるということになろうかと思ひます。

さらに、その具体的な構成、審議方法、運営方法、そういう事柄につきましては、一般の大学の場合と同様に、この放送大学自体の自主的な御判断によるというぐあいに考えております。

したがって、評議会と教授会との関係につきましては、学長が評議会に諮問すべき事項と申しまして、この法律により評議会の権限に属せられた事項につきましては、教授会において審議を行うことはあり得るというぐあいに考えております。

ただ、それらにつきまして評議会と教授会との構成がおのずから違ふわけでございますから、したがって、そこに審議の観点と申しますか、そういうものに差が出てくるかと思ひます。学長におきましては、それらの結論を十分検討して適切な判断を行うということになろうかと思ひます。

○中西(續)委員 そうしますと、いま評議会が出てまいりましたが、この評議会というのは、いままで学校教育法では法文上規定はされておられませんか。どうですか。

○宮地政府委員 学校教育法に規定はされてお

ません。

○中西(續)委員 そうしますと、新設ということになりますけれども、いま言われたようないろいろな理由、複雑だとか何とかいうことを言ひましたけれども、教授会というものは機能せず、それにかわるものが評議会ということでは理解をしようしいですか。

○宮地政府委員 先ほど申し上げましたような理由で評議会を法律上規定いたしておるわけでございますが、評議会につきましては、たとえば「学長、副学長及び教員の任免の基準、」でございまして、「任期、停年その他人事の基準に関する事項は、評議会の議に基づいて、学長が定める。」ということでございますので、評議会にかけられる事項というぐあいになるわけでございます。

○中西(續)委員 私が聞いておるのは、教授会というものは学校教育法に規定をされておるわけですね、ところが、評議会というのは規定をされておられません。ですから、今回の場合に、このようにして新たに学校教育法に基づく大学だということであるにもかかわらず、評議会というものが別個にこうして新設をされておるということになるわけですね。ということになれば、先ほどから教授会が学校教育法の五十九条を適用されるのかという点に対してまだ答弁がありませんけれども、私は、いま言うように、評議会というのが教授会に取ってかわるようなことをするのですか、こう聞いているのです。

○宮地政府委員 教授会は、先生御指摘のとおり学校教育法五十九条に職務が規定されているわけでございます。ただ、評議会につきましては、この法律によりまして評議会の規定を起しまして、評議会に属せられる権限というものは、この法律に規定をいたしているわけでございます。

○中西(續)委員 そうなりますと、教授会というのはちゃんと認め、しかも、それはちゃんと機能させるということですね、確認しますけれども。

○宮地政府委員 教授会の機能につきましては、この放送大学自体でお考えになりまして、先ほど

御説明申しましたような運営は大学自体で御判断になられることであらうかと考えております。

○中西(續)委員 私が聞いておるのは、わざわざ教授会というのを、学校教育法の五十九条にちゃんと規定までされているでしよう、だから、これは学校自体でどうだこうだというのじゃないのです。われわれがここで、立法府で論議をしてちゃんと確認をされてやられておることですよ。それを学校自体の中でするか否かは決める、これはおかしいじゃないですか。

○宮地政府委員 先ほど御答弁申し上げましたとおり、放送大学におきまして、学校教育法五十九条の規定に基づきまして放送大学の重要事項を審議するため教授会を置かれるということは言うまでもないことでございます。

○中西(續)委員 そうなりますと、評議会というのは屋上屋を重ねるようになる。さつき言われましたけれども、「人事の基準に関する事項は、評議会の議に基づいて、学長が定める。」、こうなっていますね、ところが、これは学長の諮問機関として個々に一応聞くということでしょう、ですから、この点、評議会と教授会という二本立てでいくということになるわけですね。なぜそうしなければならぬのか。ただ複雑だからということ、そういうことであつてよろしいのですか。

○宮地政府委員 評議会の規定を設けました理由としては、先ほど御説明したとおりでございますが、事柄としては、評議会にかけられるべき事項については、この法律に規定をされているわけでございます。なお「議に基づいて行う」という事柄そのものは、通常の意味の諮問というような形とは全く性格が違つて私どもは理解をしております。これは「議に基づく」という事柄についての拘束力はきわめて強いというぐあいに理解をいたしております。

○中西(續)委員 そうしますと、学長の諮問機関でなくてこれは議決機能的な性格を持つということを確認できますか。

○宮地政府委員 私どもとしては、そのように理

解をいたしております。

○中西(續)委員 評議会は、ここに書いてありますように、法律的にはあくまでも諮問機関になっています。それだとこれはちよつとおかしいです。諮問機関であるのに、議決機関でございませう、こう言っているわけですから。ということになると、私は評議会の性格が大変問題になると思ひます。

○宮地政府委員 あるいは私の御説明が十分でなかつたために、そういう誤解を与へたとすれば大変恐縮でございますが、評議会の法律上の性格としては、先生おっしゃる通りに諮問機関でございませうけれども、事務の運用をいたしましてはその「議に基づいて行ふ」、この「議に基づいて行ふ」ということについては、それはきわめて拘束力の強い規定であると私も理解をしておりますというぐあいには御説明申し上げてございませう。

○中西(續)委員 学校教育法五十九條、これが適用されるというわけですから、教授会が五十九條適用になれば、これは議決機関なんです。先ほど言つておることからしますと、学長の諮問機関だけれども、評議会の議に基づく非常な拘束力の強いものだということになると二本立てになる、こういうように理解をしてよろしいですか。そうなる場合にはどちらを優先するのですか。

○宮地政府委員 端的に申し上げますと、おっしゃる通りに評議会と教授会が同一の事項について審議をする場合もあり得るわけでございます。その点は学長がそれぞれの結論を十分検討いたしまして、適切な判断をするというぐあいに先ほど御説明申し上げたわけでございますが、この法律によりまして評議会の権限に属せられた事項につきましては、評議会の判断が優先することになるといふぐあいに私も考へております。

○中西(續)委員 それじゃ、正式に五十九條を適用されて、議決機関としてある教授会よりも今度は法的に学長の諮問機関として位置づけられておる評議会の方が優先するということになると、これはどう読んだらいいのですか。法文上そういう

ことが許されるのですか。

○宮地政府委員 先生の御質問の中で教授会が議決機関というような御指摘であつたかと思うのでございませうけれども、学校教育法五十九條の規定に基づきまして、教授会が所掌する事務はそれぞれ規定されているわけでございますが、私も重要事項について審議をするというぐあいに理解をいたしておるわけでございます。

○中西(續)委員 いま言う五十九條は「大学には、重要な事項を審議するため、教授会を置かなければならない。」そして「教授会の組織には、助教その他の職員を加へることが出来る。」といふところまで、その構成まで含めて重要な事項といふものは、大学の運営のすべて基本的なものは全部入るわけですよ。それを審議するための教授会をそこには必置しなければならぬということになつておるわけですからね。ですから私は、これが一番先行すべきであつて、諮問機関が先行するということとはどうも考えられませう。

○宮地政府委員 教授会の規定は、先生御指摘のとおり学校教育法五十九條に根拠がありまして、「重要な事項を審議する」ということに規定をされておるわけでございますが、具体的な審議の事項がどうなるかといふことは、各大学等でそれぞれ規定をされることにならうかと思ひますけれども、通常、たとえば講座、学科目等の設置、廃止と学部の組織に関する事項でございますが、あるいは教育課程の編成に関すること、学生の入学、退学、試験、卒業に関することでございます。とか、あるいは教育公務員特例法による権限に属する事項といふような事務が教授会で審議する事項であらうかと思ひます。この法律によりまして評議会の権限に属せられた事項につきましては、先ほど御説明申し上げたように、この法律に規定をした評議会の判断に従ふということになるわけでございます。

○中西(續)委員 いずれにいたしましても、幾ら議決を弄しても、教授会といふのは五十九條に明確に規定されているわけですから、いま言

う評議会というのは明定したところがないわけですよ。いわゆる議決機関としてのあれじゃないわけですからね。学長の諮問機関としてあるものが先行するといふことはどうしても許されぬ。

ここに私は、さつきからつと云つておるやうに、この放送大学学園といふものは、運営審議会あるいは理事會に教務部門が入れぬといふ具体的な指摘がいままでの討論の中でできると思うのです。そしてさらに、今度は教務部門における学長の権限が強まるというのには、いま私が言つたやうに、評議会を先行させて、これで何でも決めていく、こういう体制があれば、教授会はここでは完全にネグレクトされておるんですね。こういう状況だからこそ、この放送大学学園といふものは、さつき言つたやうに放送法を優先するといふことと、学園設置者、そして放送局を持つ者がほとんど優先されるという事象が、この中にちゃんと書かれてあるじゃないですか。違ひますか。これはもうはつきりしておるのです。

教務部門がさういふふうには明定されない場合、あるいは弱められた場合には、どこでも問題が起つておるでしょう。私立大学でも同じじゃないですか。この前から大変問題になつた国士館なんかの場合にはどうですか。教務部門が弱いから、絶えずさういふ条件があるということの意味してゐるのです。これはもう如実にそのことをあらわしている。いままで討論してきた過程の中で、いかに田中電波監理局長なり富田放送部長が言つても、最終的にはその中で運営が行われるわけですからね。そしてその内容は、決して放送法が先行しない、少なくともそこには学園の自由なり大学の自治が守られるといふことを言つておると思ひます。第一、運営組織がさうなつていない。といふことになつてくれば当然じゃないですか。これ

一点で大体確定ですね。

この点はどうか。さういふことは絶対あり得ないですか。法に明記されているものよりも明記されないものが先行する、優先されることになつたときに、ここで私たちがこのことを論議する価値なり何なりが問われますよ。国会における審議なり何なりを輕視することです。そういうふう

に理解してよろしいですか。

○宮地政府委員 放送大学におきます大学の自治の確保につきましては、私も私としても、特殊法人の放送大学学園が大学を設置するといふ観点に立ちまして、従来の国立大学についての教育にかかわる教育公務員特例法の規定の例でございます。とか、あるいは私立学校法の規定の例、それらについて十分検討を加へまして、特殊法人の放送大学学園が設置する大学の自治、つまり学長、教官等の人事といふものについての規定については、先ほど来御説明しておりますように、この放送大学学園法案におきまして、その大学の自治を確保するための規定をそれぞれ設けているわけでございます。したがひまして、その点は從來御説明いたしておりますように、これらの規定によりまして、私も私としては、大学の自治を確保するための法律上の規定としては十分確保をいたしておると思ひます。

ただ、大学自体の運営にわたる事務につきましましては、大学自体の自主的な判断にまづべき分もあることもまた御説明を申し上げておるわけでございます。

○中西(續)委員 私は、もう断じて許すことができません。法に明定されている法律事項よりも法に明定されない諮問機関、これが先行する、優先するといふ認識は、これは法の輕視だから断固許すことはできません。これを改めぬ限りちよつと私、論議できないと思ひます。

○三ツ林委員長 嶋崎君。

○嶋崎委員 関連して。

大学局長、さうすると、学校教育法でいう教授会が存在するといふ前提ですね。

○宮地政府委員 さうでございます。

評議会というものを新たに法律事項として起こしたわけですね。これは一つの学部ですよ。二つか三つ学部のある場合には評議会というのは調整機能ということもありますよ。これはもう一つの学部みたいなもので、三コースあるけれども、同じ学部の中いけば評議会と教授会があるのと事実上は同じことですよ。

では、この二つの法律的な事項として規定された教授会と評議会はどんな関係になるのですか。人事は上で決めて、この法律によれば重要な人事問題その他についてはみんな評議会で行うんですね。では、教授会は何を決めるのですか。教授会には人事権はないのですか、どうですか。

○宮地政府委員 評議会につきましては、二十三条四項で「学長の諮問に應じ、放送大学の運営に関する重要事項について審議し、及びこの法律の規定によりその権限に属させられた事項を行う」という規定になっているわけでございます。したがって、それぞれこの法律の規定の中で、たとえば「教員は、学長の申出に基づいて、理事長が任命する。」わけでございますが、その任命に当たっての申し出というのは「評議会の議に基づく」ということが、法律の規定として置かれてあるわけでございます。したがって、その規定そのものは評議会の権限に属させられた事項でございまして、そのことについて申し上げますと、先ほど評議会の権限に属させられた事項については評議会の判断が優先するというぐあいに御説明を申し上げたわけでございます。

○嶋崎委員 では、教授会もあって、評議会もあって、そして学長に教官の後任だとか昇任だとかというものについての権限がありますが、これは評議会の議に基づくのですね。そうすると、教授会と評議会という二つの法律事項で起こした機関が、評議会がすべて優先するという解釈ですね、そうですね。

○宮地政府委員 この放送大学学園について、この法律の規定を設けまして放送大学の組織について規定をいたしておるわけでございますので、法

律に規定をいたしております事柄につきまして、この規定に基づいて行われる、したがって、お尋ねの優先するの点という点で申せば、そういうことにならうかと思ひます。

○嶋崎委員 後は残しておきますね、中西さん。――評議会が決定している重要事項の中身と学校教育法で言う教授会の中身とオーバーラップするんですよ。同じ権限の人事権だとか幾つかの問題でもオーバーラップする。そのオーバーラップするうちの教授会で決めないで評議会が物事を決めていくという方式をこの学園はとるんですね。これは学校教育法上の大学ではありません。

○中西(續)委員 だから、いままでずっと言っているのは、学校教育法上における大学であるかどうかということ、学校教育法というものを素直に読んでいった場合に、教員というものを、いわゆる教授会というものをびしゃっと明定されておるものを、片っ方ははっきりしておるんですね、

「学長の諮問に應じて」云々とな、ただ、あなたが言っておるのは、二十二条の「人事の規定に関する事項は、評議会の議に基づく」という言ひ方になっているだけであって、こういう言ひ方いたしますと、どうしてもこの中身は私は納得することができませんし、このことは、さきからずいぶん追及しているけれども、教授会なり何なりを完全に重ねてしまつて、そしてこれを抹殺するという形のものがあなたの答弁の中に出てこない。だから、これは絶対私たちは納得できません。これはひやちやちやですよ。

○宮地政府委員 教授会と評議会の関係についてのお尋ねでございますが、その点は先ほど来答弁申し上げているとおりでございますけれども、ちよつと補足的に御説明させていただきますと、国立大学の場合につきましては、教育公務員特例法の規定によりまして教授会とは別個に評議会が置かれて、学長の選考、人事の基準というような事柄等につきましては評議会がその権限に属させられた事項といたしまして処理をするということ、これは、教育公務員特例法の規定からはそういう規定

がござつてきているというのは、国立大学の場合同様に、同様の規定の関係はあるということ、を補足させていただきます。

○中西(續)委員 いずれにしても、これは決して納得できる中身ではありません。したがって、いま言っていることだつて問題があるが、これを論議していたのでは時間がオーバーしてしまふのです。ですから、この点については残して、私はこれはもう一遍徹底した論議をしたいと思ふのです。この点については問題があるということ、それからもう一つは、法制上大変な問題を残しているから、委員長、この点を明らかにするために、この問題だけ保留にさせていただきます。

○三ツ林委員長 理事会で相談いたします。○中西(續)委員 それじゃ時間がありませんから、あと教育基本法とかかわりだとかいろいろ申し上げたいと思ひましたけれども、できませんので飛ばします。

既存の大学におきまして大学教育を受けられなかった者、たとえば勤労青年だとか主婦だとかこういう皆さん、あるいは職業人、こういう人たちの再教育だとか何とかで高度な教育をということ、で、学校教育法上の正規の大学ということでもってこの放送大学ということをやろうと考へたわけであつて、お尋ねのように、これが問題になつてから約十年間、五十四条の夜間部あるいは通信あるいは公開講座、これらは全部、財政なり何なりあるいは予算からいたしまして非常にわずかなものであります。これは私、全部調べておりますから、ここで申し上げたいのですけれども、時間がありませんので、簡単に申し上げますが、たとえば夜間の場合は、国立十二校に対して学生一人当たりの積算があるだけで、全くこれには予算的な措置がされてない。あるいは公開講座につきましても、平均が八・三八日、そして講座数が千八百八十一講座になつておりますけれども、その予算は五十四年度で一億五千万円、これでは全然問題になりません。こういうような状況でありますだけに、こ

ういう大変重要な面を残しております、結果的にはどうなつていくかという、私、考えますのに、こういう面の強化がいま非常に重要ではないかと思ひます。

と同時に、もう一つは、一九七〇年七月の調査にいたしましたも、本当に放送大学を利用する者を考えてみますと、卒業資格を希望する者はわずか五％、さらにまた七十九年度、昭和四十九年度、昭和四十九年度のテレビ大学講座の調査結果などをずっと調べてみましても、やはり卒業資格を希望する人は非常に少ないわけですね。

そういうことからいたしますと、いま求められておるのは、国民大衆は教養あるいは専門実務の向上に役立つ高度の社会教育機関というものを求めておるのが実態ではないかと思ひます。したがって、そういう意味で、この点をもう一度十分検討し直す用意があるのかどうか、この点について大臣、お答えください。

○田中(總)國務大臣 ただいま御指摘の通信教育その他教養講座等の問題でございますが、当省といたしましては、いろいろと調査をいたしてまいつておりますが、われわれの理想をいたしますところは、あくまでも開かれた大学という意味におきまして、特に生涯教育ということを重視いたします上から申し上げますと、この問題はぜひともやらなければならぬ問題だと考へております。

いまお話のような調査の結果につきまして、われわれの方の考へ方ともいささか違つた計数のように存じますので、また調査いたしましたお答えいたします。

○中西(續)委員 開かれた大学というごまかしをしてはいけませんね。私が一時間半にわたつて最初からずっと指摘をしてまいりましたのは、民主的にあるべきものが民主的でなかったら開かれた大学になりません。さわめて狭められた、拘束されたものの中の大学の言ひ方は、その中身を檢討してから言つてください。先ほど指摘をしたようなことが、私たちが納得いくような条件が整備

されたときに、初めて開かれた大学になり得るのです。この点で全くこれは開かれていないということ、私は指摘をしたいと思います。

それから、最後になりましたけれども、大変残念ですが、時間が参りましたので、労働省においていただいておりますので一つだけ……。

教育有給休暇の問題でありますけれども、七九年、昭和五十四年度のテレビ大学講座アンケート調査結果など、これは文部省の方から出された資料でありますけれども、これをずっと見ますと、ほとんどがやはり時間がなかったというのが、利用することのできなかった理由の中に挙げられているわけですね。これは正確に出ておりますが、こういうことからいたしまして、いま大臣が言うように開かれた大学にすることであれば、口だけでなくて、それを裏づけするためには、どうしてもこの有給休暇制度なり何なりを側面的に並行的に進めていかないと、これはちつとも開かれた大学になり得ないということが立証されているわけですね。皆さんがとられた資料でそうでしょう。

この前の答弁では、わりあい積極的に前向きにやるということでありました。相当長期にわたって検討しておるはずなだけども、労働省の方は、この前の答弁では、文部省とこの点について、放送大学とのかかわりの中での論議はしていないようにしたが、この点どうですか。これからやるのですか、それともこの前の答弁があった後に何か開始しましたか。

○野崎説明員 有給教育訓練休暇につきまして、御承知のとおり労働省は、昭和五十年年度から有給教育訓練休暇奨励給付金制度というのを設けまして、その普及に努めているわけでございます。

お尋ねの、この放送大学との関係で文部省と話をしたかという点でございますが、先般、九月の初めでございましたけれども、労働省と文部省の局長レベルで、生涯教育、生涯訓練の問題、あるいは身体障害者の問題を話し合いました際に、

文部省の側から、放送大学との関係で教育有給休暇制度について非常に関心をお持ちになっておられるというお話を伺いました。私どもとしても、この制度は生涯教育、生涯訓練との関係で非常に重要であると思っておりますので、ぜひさらに伸ばしていく方向で検討したいということで、現在、審議会に検討をお願いしているという状況を御説明申し上げたところでございます。

○中西(續)委員 その審議会の結論はいつごろになるのですか。

○野崎説明員 現在、非常に集中的に御検討していただいております。一部分については年内にも結論をいただきたい、さらに全体的には年度内に結論をいただきたい、そういうことで審議をお願いしております。

○中西(續)委員 それでは、文部省に聞きますけれども、先ほど私が指摘をしましたように、ほとんどの者が面接なり通信なりいろいろな面でできなかった理由の中に、時間がなかったということ、を言っているわけですから、この点で積極的に労働省と打ち合わせをし、そしていま諮問されておるようでありますから、資金援助ということだけでなしに、早急にそういう制度的なものを考えていくべきではないかと思うのですが、この点についてはどうでしょうか。

○宮地政府委員 教育機会のために先生御指摘のような有給休暇という事柄自体は、文部省としては非常に望ましい事柄であるというぐあいに考えております。ただ、事柄自体、非常に全体的にかかわる問題でございますので、関係各省とも十分御相談はさせていただきたい、かように考えております。

○中西(續)委員 時間が来しましたので終わることにしますけれども、先ほど私、何回か指摘をいたしましたように、この一時間半の論議の中で明らかにいたしましたのは、依然として運営組織そのものの大変非民主的な部分が明確に浮き彫りされたのではないかと思います。そういうことからいいますと、この放送大学そのものの放送法とのか

かわりから申しますと、このことが大変暗い影を投げるのではないかと感じるわけでございます。

したがって、そういう点等からいたしましたとしても、まだまだ論議する余地があると思っておりますので、この点はまた後日に論議を延ばしまして、そこで指摘をし、さらに明快な回答を得ていきたいと思っております。終わります。

○三ツ林委員長 午後一時に再開することとし、この際、暫時休憩いたします。

午後零時五十分休憩

午後一時六分開議

○三ツ林委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。鍛冶清君。

○鍛冶委員 私は、与えられた時間、放送大学法案について質疑をさせていただきますが、いままで四十時間以上にわたっていろいろと質疑が交わされても、問題点につきましては、各議員から二度も三度も御指摘があったようでありまして、ほとんど問題は論議が尽くされてきたような感じがいたしますので、私は、ちょっと角度を変えまして、法案の賛否を最終的に決めるについては、どうしてもやはり問題点だけではない点については、どうだろ、この放送大学が充足して、いろいろと日本の教育界に与える影響やその他のいろいろな点でメリットというものを考えてこの法案も提出されていくというふうにも思っていますので、最終態度をはっきりさせる意味において、私が時間の許す限りこの大学のいろいろなメリットの方をお聞きする中で、今日、大学教育その他日本の教育の中で改革しなければならぬ、もしこういうことに貢献する方向があるならば、そういう問題等もお聞かせを願ひながら質問してみたい、こういうふうにしていただければ、よろしくお願いしたいと思ひます。

大体主として答弁は大学局長の方でやりいた

だけばいいと思ひますが、必要があれば大臣にもそのときお尋ねいたします。一時間半でございますが、後半は有島委員の方で関連質問がございますので、交代をして質問させていただきますのでよろしくお願いいたします。

昨年の五月九日に、飯島、石村、塩野、清水という大学の諸先生方に参考人として文教委員会においでをいただいている御意見も承り、また質疑も交わしたわけでございまして、そのときに飯島、塩野、それから清水の各先生方の御発言の中で、実は次のような意味のことがございました。というのは、この放送大学について論及される中で、古典的大学という言葉が実は出てきたわけですね。古典的大学の可能性というものは限度がある、また古典的大学のイメージでこの放送大学を見ることは大変危険であらう、こういうふうな趣旨の発言があったわけでございまして、この古典的大学の限度とかイメージ、こういったものについてどういった内容を指しているのか、文部省サイドで判断がつかますならば、まず、その点についてお答えを願ひたいと思ひます。

○宮地政府委員 先生御指摘のとおり、この放送大学のあり方につきまして、従来の既存の大学の対比においてこの放送大学の持つ意味合いというものが指摘をされているわけでございます。この放送大学そのものは、従来も御説明いたしておりますように、学校教育法上の大学として位置づけられて、正規の大学として設置をお願いしているわけでございますけれども、ただ考え方としては、ただいま先生御指摘のような従来の一般大学とは大変異なる新しい大学として、私どもとしても、国民全体に開かれた大学という形で運営その他もぜひ考えていきたいということで従来から御説明もいたしております。

そういう意味合いにおきまして、まず放送大学というものは、私どもとしては、既存の国公私立の各大学の非常に幅広い御協力もいただかなければならないと考えておるわけでございまして、そういう幅広い協力をいただいて、正規の大学として

国民に高いレベルの教育の機会を提供しようという意味で開かれた大学というぐあいに私も考えているわけでございます。

今日、高等学校を卒業する者が大学に進学するわけでございますけれども、単にそういう高等学校卒業生だけではございませんで、社会人や家庭婦人等にも、生涯の任意の期間と申しますか、本人の望む時期に大学教育の機会を提供する、そういう意味では、対象とするところを大幅に広げていくという点がまず言えるかと思ひます。

また同時に、既存の従来の大学との教員の交流でございますとか、あるいは学生の編入学とか単位の問題、さらに放送大学で新しく研究開発された教材を他の大学等が活用していくというようなことを通じまして、大学同士の交流を促進するという必要であらうかと思ひます。

何と申しますか、従来の大学が、その大学自体の一つのからにこもるといいますか、そういうことがとかく指摘をされてきたわけでございますけれども、そういう点では、この放送大学というのは、積極的な大学間の交流に寄与するというような点でも大変意味があると考えておるわけでございます。

そういう新しい大学として、私もとしては、ぜひともこれを成功させるように持つていきたいと考えておるわけでございます。

○鑑治委員 私は、古典的な大学という表現をなさっている意味と申しますか、それを伺いたしたわけですが、これは人事の交流になるのだからと思ひますが、それをおっしゃったということは、裏を返せば、いま大学間にはそういう先生方の交流がなかなかあつて、教育という内容にわたつていろいろ考えるときに、非常に停滞しているといひますか、斬新的な感じがなくなつていて、そういう表現が当たりますかどうかはわかりませんが、そういう形のものがある。そういうものが一つの例として古典的というふうな形で表現されておる

という考え方でいいのでしょうか。そのほかに、いろいろ文部省の方で御判断していることがあれば、一応お聞かせ願ひたいと思ひます。

○宮地政府委員 具体的に参考人のおっしゃいました点で申し上げますと、大学というのは教育と研究が必要でございますが、従来の大学が教育と研究を中心にして大変少数の、かつてのエリートを中心としたし、また大学というように形から従来の古典的な大学という言葉を言われているようでございます。

〔委員長退席、谷川委員長代理着席〕
そういう観点からいたしますと、この大学が国民全体に開かれた大学ということで、かつ、そういう少数のエリートのような感覚のものでないというところは、従来御説明申し上げておる通りでございます。

○鑑治委員 では、この放送大学ができたといひまして、メリットと申しますか、どうも繰り返して申し上げるようでありますけれども、全く新しい大学でございますから、放送大学ができることによつて日本の教育がどう変わっていくのか、大学の教育について改革しなければならぬ点がないふんあるというふうに私自身も判断は持つておるわけですが、放送大学という新しい形のものでございまして、やはり非常に関心があるところでございまして、全体的に見て日本の教育というものが大いに前進する立場でとらえられるものならば、これは新しいものですが、いろいろ試行錯誤があつても、思ひ切つて勇気を持つてやる必要があるだろうという判断も最終的にはできるかと思ひますが、そういう意味を含めて、この放送大学をやるにどういふメリットがあるか、いまでも議論されてまいりましたし、わが党の池田克也議員が昨年お尋ねしたこともございしますが、改めて総括的にどういふものがあるか、ささいなことでも結構ですから、文部省でお考えのことをお答えいただきたいと思います。

○宮地政府委員 御案内のとおり、放送大学はラジオ、テレビによります放送を大幅に活用することによりまして、国民各層の大幅な教育需要というものをこたえていく、そういう意味で、新しい形の大学教育の機会を国民に広く提供することになるわけでございまして、その点は、たとえば地域的なあるいは時間的な年齢的ないろいろな制約を超えまして、高等教育の機会均等の推進という点では大変画期的なものにならうというぐあいに、私も、積極的なこの放送大学を進めていく一つの基本的な観点としておるところでございします。

そしてまた、従来からも御説明を申し上げておる点でございますが、放送大学というのは大学における教育として行うわけでございまして、放送というメディアを使うことによりまして、放送大学の学生だけではなくて広く国民全般に大学教育のものが公開されていくということによりまして、限られた電波が教育という、内容的には学術、文化という領域も含むわけでございしますけれども、そういう面で電波が公共的に、国民の教育的機能に果たす役割りというものは大変大きいというぐあいに期待をいたしておるわけでございします。

さらに、具体的に大学教育自体の改善という観点で申し上げますと、先ほども申し上げたわけでございしますけれども、国公立大学の教員の皆さん方に御協力をいたして、また教育工学の成果というものを活用して教材の作成等に当たりますし、授業内容の充実、授業方法の改善ということも図つていくわけでございします。そして、その授業が放送でございましてとあるいはビデオテープ、録音テープというところを通じて公開されることになるわけでございまして、このことが、ひいては従来の既設の大学の教育の改善を促進する一つのきっかけになつていくということも言えようかと思ひます。

次に、放送大学においてはほかの大学との間における単位互換といひますか、そういう点を積極

的に取り入れていくことについては、従来質疑に應じて御答弁を申し上げておるわけでございします。が、単位互換の問題については、もちろん一般大学においても、そういう仕組みそのものは現在取り入れられておるわけでございします。しかしながら、実際に単位互換を積極的に行う組織でいくという点では、新しく置かれます放送大学においては、従来申し上げておりますように、体育の実技の単位等についても、たとえば地域の社会教育で行われます体育の実技というものを、教育委員会等との協議におきまして、大学の単位として認定することを考えていくというふうなところまで考えられるわけでございします。

さらに、外国語教育等におきまして、専修学校における学習の身を評価できないかという点についてはお尋ねがございましたが、それらについては学校制度上異なる仕組みでございします。ので、検討を要する課題はいらうあるわけでございします。しかし、御指摘のありました点については、それぞれ基準分科会の特別委員会等におきまして具体的な検討もなおお願いをいたしたいというぐあいに、私も、そういう面にも積極的に取り組んでいくというふうなことを考えておるわけでございします。

以上申し上げたような点が主なるところでございまして、高等教育そのものが量的に非常に拡大をしております今日でございますので、高等教育全体の構造というものを、そういう意味で多様化し弾力化していくということは、高等教育がこれだけ量的な拡大を見てきている今日では、ぜひとも必要なことと申して、言うなれば、放送大学というものは、そういう高等教育全体の構造の柔軟化、流動化というふうなことを積極的に推進する一つの契機になるということが言えようかと思ひます。

○鑑治委員 細かいと申しますか、これも大きな点があると思ひますが、体育の単位についても触れられたわけですが、体育の単位の取得ということとは、社会教育の中で、いまおっしゃつたような

ことをやるということは画期的なことと思うのですが、たとえば通信教育をやっているという学校でも、この点がやはり大変悩みの種ではあるようです。こういう点については、そこまで拡大してこういう方向をとっていくという考えはおありなのかどうか、お尋ねをいたします。

○宮地政府委員 基準の考え方としては、通信教育におけるそういう単位の取り方について議論をいただいているわけでございまして、したがって、既存の通信教育をやっております場合にも同様のことは考えられるわけでございします。ただ、そのこと自身を大学として取り入れるかどうかということについては、もちろん大学自体の御判断が前提にあるわけでございします。

○鑑治委員 こととして、大学の先生方の問題で一般質疑の中で私が御質問申し上げたこともあるのですが、大学の先生というのは、大学の自治、学問の自由という言葉の陰に隠れて、もちろん、まじめな先生はたくさんいらっしゃるわけですが、私とときどき聞くのでは、中には勉強しない先生がいる、教授になったらもうこんないい商売はないと言っている先生もいたとか、事実私はそのことを耳にしたことがあるわけですが、私は、大変残念に思ったことがあって御質問申し上げたことがあるのです。

その中で、その後文部省からここにいま資料をいただいておりますが、「我が国における学術研究活動の状況」ということで、五十二年において学術研究がなされていっている先生方のいろいろな、たとえば学会に所属している先生方、してない先生方がどれくらいいるのか、それから研究論文を五年間に一度も発表していない先生方が全体の四分の一に当たる人があるとか、こういう調査結果を公表されたわけでありまして。いみじくも、私はこの結果を見て、私の御質問申し上げたことが決して誤りではなかったというふうな気がするわけです。私たちは、何も先生がなさっていることに口を入れるということではなくて、やはり次期の日本を担う人を育てていく最高学府に

おける教育を担当していただくわけですから、うんと勉強もしていただきたいと思います。ところが、現実にはなかなかそうではない。そういうものを、この放送大学と結びつけてやりまして、先ほどメリットの中での答えに教員の交流といいますが、こういうことをやるのだというお話が、こういふことが、そういう問題の打破の一つになるのじゃないだろうかというふうな感じも私は実は持つわけでありまして、そういう点についてはどうか。この影響力についてどういふふうな考えられるでしょうか。

○宮地政府委員 先生御指摘のとおり、教員の交流を図るということも、それぞれの大学における教育内容の充実という点では大変必要なことではなからうかと思ひます。

また、たとえば最初にもお答え申し上げましたように大学教育、これは正規の大学としての教育として放送で行われるわけでございしますが、それを視聴するのは広く国民一般に開かれていて、それでございします。したがって、その教育内容と申しますか、それは国民全体が視聴する立場にあるわけでございまして、そういう意味におきまして、それを担当する教官は、その教育内容につきましては、単に学生という限られた範囲だけではないで、国民が広く視聴する可能性があるわけでございします。日々の研さんというものを怠るわけにはいかないので、それでは広く一般からも批判されることになるわけでございします。

（谷川委員長代理退席、委員長着席）

この放送大学は、そういう意味でも大変画期的な一つの意味を持つていようかと思ひます。人事のローテーションということにつきましては、私ども、この放送大学においては広く各方面のすぐれた人々に御参加をいただくということの一つのねらいをいたしまして、任期制というようにすることについても取り入れていくわけでございします。これも各大学の御協力が必要なのでございしますが、任期制を採用して、さらに新しい観点から新しい担当者に積極的に加わっていただくこと

いうことが、教育の内容そのものを常に斬新なものにしていくという点でも意味があるか、かように考えているわけでございします。

○鑑治委員 教員の任期制のお話が出ましたけれども、これはいままで議論された中で、放送大学に教授として来られて、任期を果たして今度帰るときはポストという問題のことも、いぶん議論されたわけですが、これは全く個人的な素人考えかも知れませんが、やはり放送大学をやるからにはよくするという意味も含めて、いい先生が行くという一つの考え方というものは、やはりこのローテーションの中で組み込まれないものだろうかというふうな気がするのです。

たとえば、教授任用に当たっては、放送大学でしっかりといわゆるチェックのきくところで、また、これは一人の先生だけでカリキュラムをつくり、放送番組をつくるというわけにはいかないようですから、コースチームをつくらせて、そしてまた制作者側の人たちが、いわゆる教育の専門外の人たちも入りながら、どういう高度なもの、また、わかりやすくしていくかという努力を重ねる、これは大変な苦労だろうと思ひますけれども、そういう中で、その先生の力というものがむしろ客観的にチェックされるというふうなところの中で、い方向にこれは機能するのではないだろうか。また、実際にこれが行われるならば、そこらあたりいい形で機能してほしいものだ。しかし、どうもいままでの議論を聞いておると、それがやばい先生方の地位ということと絡んで、停年になった方、停年間近な方ならさうと来るだろうけれども、中堅の一番肝心な先生が来るだろうかと、いう議論もたしかあったと思ひますけれども、そういう方々にも放送大学に積極的に来ていただくために、たとえば教授になるには一週放送大学に行っておかないとだめですよ、これはちょっとと極端な話かも知れませんが、何かそういう意味でのローテーションを組む上においていい考え方というものを取り入れてもいいのじゃないか

なという気もするのですが、そういう点についてはいかがでしょうか。

○宮地政府委員 先生御指摘のとおり、私どもが考えておりますこの任期制の導入というものが積極的のいい面を発揮するように運用されなければならぬことは当然でございします。そういう観点から、私どもも、その運用を考えていかなければならぬわけですが、具体的には、大変うっぱな先生を確保するためには、まずは関係者の御理解をいただいくということがどうしても必要でございします。私どもとしても、関係者の間に十分な御理解と協力が得られるように努力をしていきたい、かように考えております。

そしてまた、任期制ということは、全体の国公立大学におきます教員の交流そのものが、各大学の御協力をいただいて円滑に行われるようにならないと、それは御指摘のように、それぞれの大学に十分御理解と御協力をいただいて、いい方向でうまく円滑に作用するように私どもとしても努力をいたしたい、かように考えております。

○鑑治委員 そこで、これについては実験的にテレビ朝日を通じて大学講座を毎朝ずつとやられておるようではありますが、この点について一部の大学だと思ひますが、協力を願ひながら番組もつくり、カリキュラム編成もやりというふうなことで、やっておられるようでありまして、これはいづつごろからどういう取り組みで実施をされてきたのか、お尋ねをいたします。

○宮地政府委員 放送教育開発センターの実験番組についての御尋ねでございしますが、五十三年十月にこの放送教育開発センターが設置されたわけにございまして、五十三年度から実験番組の放送については取り組んでおります。

○鑑治委員 実は私、けさ見てきました。どういふ内容が御質問するの、今後、放送大学でどんな形のものができるのかという一つの確かめる場にもなると思うので、きょうは実は見てまいり

題で大変困難な事態に達したというようなお話し、いまのところ伺っておりません。

○鑑治委員 学部の受講生の方のいろいろなアンケート調査もおやりいただいているようですが、アンケート調査の主なるところについて概略お聞かせをいただきたい。

○宮地政府委員 現在、放送教育開発センターにおきまして、実験番組を制作して、民間放送を通じて関東地域を対象に放送をしているわけでございます。この実験番組で面接指導の実験を行うためにモニターの募集等を行っておりますけれども、五十三年度、五十四年度においては、それぞれ募集人員各期とも千二百人に対して約四千、五十五年度、ここの前期でございますけれども、前期については募集人員千八百人に対して約四倍の七千三百人の応募がございまして、これらのモニターに対するアンケート結果でございますが、放送大学が開学された場合、入学して勉強したいとする者が、五十四年度の前期で申しますと八二%、うち卒業を目指す者が三九%というように大変高い数字になっております。また後期では八一%で、うち卒業を目指す者三四%というように数字になっておりまして、モニターでございまして、もともと大変積極的で関心の高い方々というところは言えるかと思っておりますけれども、この実験番組のモニターに対するアンケート調査というのは、放送大学に対する関心とか期待というものが大変高いということはお察しいただけるわけでございます。

○鑑治委員 そこで、この大学の利点の一つに、入学試験がないということが、やはり大きないまの国民の皆さんの御要望にこたえる一つではないかと思っております。そういう中で、この前からいろいろと、出るのが厳しい、脱落していく人が多いのじゃないかというようなことが盛んに言われておったわけでありまして、これは英米等におけるオープンユニバーシティの中でのそういう入学者に対する卒業率は大体どの程度の率で推移しているのか、参考までに、わかるよう

うでしたらお聞かせをお願いしたいと思います。

○宮地政府委員 お尋ねのオープンユニバーシティにおける入学率に対する卒業率の割合というふうなことでございますが、この大学は一九六九年、昭和四十四年度でございますけれども、設立をされて、四十六年から学生を受け入れております。一九七七年、昭和五十二年でございますが、七七年におきます卒業生の割合を「オープンユニバーシティ紹介」という資料によりまして私ども見てみますと、一九七一年入学者で五二・七%、一九七二年の入学者では四三・五%というふうな数字になっております。なお、卒業生に対する社会的評価というふうな問題でございますが、これは当委員会が昨年調査をされました報告を拝見いたしますと、世間的評価は大変高いというふうな御報告をいただいているようでございます。

○鑑治委員 そこで、また元へ戻るようでありますが、最初お話があったように、メリットの中で、年齢、これは制限がないというふうなことでございまして、まさにそのとおりであると思っておりますが、そういう中で、これからの高齢化社会の高齢者対策というものの一環としても、こういうものが生きてくるのじゃないかなという気が私、しているわけですが、そういう点についての御見解はいかがでございましょう。

○宮地政府委員 これから全体的に大変高齢化社会に向かうわけでございまして、また、国民全体の余暇時間もふえていくという傾向にあるわけでございまして、そして、そういう国民の非常に広い層におきまして学習意欲が大変高まりを見せているというところは先生御承知のとおりでございまして、たとえば具体的に、最近のいわゆるカルチュアセンターでございまして、そういうふうなものにおきまして大変盛況を来しておる。というのは、国民各層が非常に各層の多様な学習の意欲を持っていますか、そういうものを持っていて、それにこたえるためのいろいろな対応が現実問題として起こっているというところがあられるわけでは

ございます。

○鑑治委員 私どもの放送大学といえども、もちろん教養学部ということで、正規の大学の授業としての中身のものをいたすわけでございましてけれども、先ほども申しましたように、これが広く国民各層に視聴されるということになるわけでございまして、放送大学の学生でなくともまたこの放送大学の放送を知らなくなる機会もそれぞれでございます。学生でなくとも、この大学の行います放送が、それらの国民各層の広い要求というふうなものを受けていくような要求というふうな内容でなければならぬ、かように考えております。

○鑑治委員 それから、これも昨年御参考にいただいた先生方の意見、質疑の中で言われていたこともありますが、やはり大学というものはローカルに開いていかなければならない、地域に開いて特色のある大学にしていかなければならない、こういう意味合いの中でスクーリングというものが取り上げられてくるわけであります。学習センター、こういうものが地域に生かす形で工夫され、大いに利用されていかなければならないと思っております。そういう先生方の将来に対する要望、私自身もそう思うのですが、こういう点については、どういう形で対処し、開いていくような形にするのか、単なる画一的なだけではいけない部分面を放送大学には持たせる必要があるかと私は思っておりますが、こういう点についていかがでございましょう。

○宮地政府委員 学習センターでの面接指導等のある方について、特に地域性についてのお尋ねでございますが、これは放送大学自体が教育課程の一環として検討、決定するということになるわけでございまして、放送大学としての教育の一貫性を保つていきたいと思います。そして適切な教育指導を実施していくためには、大学本部の方と各学習センターとの間の緊密な連携が必要なのは当然でございます。また、学習センターの教員が面接指導等を行うに当たりましての指導方針というものにつきましても、授業科目の編成に当たって

おります本部教員と実際に学習指導に当たる学習センターの教官との間で密接に十分に協議をしていただきまして、授業科目の編成の目的、趣旨に沿いまして、学習センターを通じて全体的に一貫性のある指導が行われるよう配慮しなければならぬのも当然でございます。同時に、学習センターでの教員の教授の自由といえますが、教育の自由が拘束されることなく、それぞれの教官の持ち味を生かしました指導が行われるように弾力的に対処していく必要があることもまた当然でございます。

そういう中で、御指摘のようなその地域性を盛り込むという指導が具体的にどの程度まで可能でございまして、それは大学自体が具体的に教育課程を編成し、教育を展開していく過程で適切に対応しなければならぬ課題であらうかと思っておりますが、先生の御指摘のような点もまた積極的に生かされていくことが望ましいのではないかと、かように考えております。

○鑑治委員 私のお尋ねしたいことは、ほぼお尋ねをいたしましたけれども、私は、いろいろ気になる問題点、これは将来禍根を残す問題ではないかと思われる点については、昨年、一昨年二回も三回も御質問を申し上げていろいろ御見解を承ってきました。きょうはメリットの面をお聞きしたわけですが、メリット、デメリットというものを明らかに確認する、いわゆるメリットとか悪いとかいう面を認識する意味できょうはお尋ねを申し上げましたが、あとの残された時間は有島委員と交代をいたしますので、よろしくお願いをいたします。

○三ツ林委員長 関連質疑の申し出がありますので、これを許します。有島重武君。

○有島委員 去る十月三十一日の金曜日に、文教委員会と通信委員会が本放送大学学園法案に関する連合審査をいたしました。そのときの質問で保留の問題がございましたので、それをまずお答えいただきたいと思います。

○宮地政府委員 十月三十一日の通信委員会との連合審査で御質問のありました、内藤元文相が検討すると答弁した事項についての検討の結果についてのお尋ねでございますが、内藤元文相が前国会で検討すると御答弁申し上げました事項につきまして、私も議事録で確認をいたしましたわけでございますが、主たる点で申し上げますと、放送大学の対象地域の拡大計画の問題、それから放送大学の対象地域の拡大計画の問題、それから放送大学及び放送大学の管理運営の仕組み等につきましての御答弁であろうかと思っております。

そこで、放送大学の対象地域の拡大計画についての問題でございますが、これにつきましては、従来も御答弁申し上げておる点でございますけれども、この放送大学がわが国最初の試みでございます、しかも全体計画としては、非常に大きなプロジェクトであるという点から、その整備については段階的に、かつ慎重に進めていく必要があるということを従来申し上げておるわけでございます。

放送大学の対象地域の拡大にかかわる将来計画につきましては、放送衛星の実用化の動向の問題でございますが、あるいは関東地域における実施状況等諸般の情勢を勘案しながら今後検討するわけでございますけれども、高等教育へ進学します年齢、十八歳人口の動向が、これもまた御答弁を申し上げている点でございますが、今後増加の状況に向かいます、昭和六十六年、七年ごろには、現在より約五十万人も多い、約二百五十万人から六万という大変大きい数字に達するわけでございます。

ただいま文部省としましては、高等教育の整備計画につきましては、五十一年から五十五年までを前期の計画、五十六年から六十年までを後期の計画ということで、全体の整備について見通しを立てて対応いたしているわけでございます。

先ほど申しましたように、これから十八歳人口がまた大変ふえていく状況に差し向かうわけでございます、その六十一年から後のおおよそ十年

程度を見通した、六十二年から七十一年ごろまでの期間を対象といたしました新たな高等教育の整備計画はやはり検討しなければならぬわけでございますが、そういう際に、放送大学の対象地域を全国に拡大していきまします課題につきまして、その期間内には達成をいたしたいという方向で考えているわけでございます。

それから、放送大学及び放送大学の管理運営の仕組み等につきましては、もちろん今国会でもいろいろ御議論をいたしておりましたが、過去の国会におきましても、その点について大変多くの御議論をいただいております。私どももいたしましては、問題点として指摘されました事項につきまして、この法案審議の段階においても十分御説明もいたしておるわけでございますが、さらに、この放送大学自体の運営に当たつての重要な留意点というような御指摘として、放送大学の実際の運営に当たりまして、それらが十分生かされますように、私どもとしても、配慮をし、努力をいたしてまいりたい、かように考えておるわけでございます。

なお、放送法の改正方法等についての問題点も御指摘があったわけでございます。今国会にこの法案を提出するに当たりまして、放送法を所管されております郵政当局とも、事前にその点をさらに御相談いたしたわけでございますが、放送大学学園の行う放送の位置づけをどう規律するかという放送法改正問題につきましては、この放送大学学園の目的及び業務と密接不可分の関係にあると考えられますので、従来どおり、この放送大学学園法案の附則で放送法上の必要な改正を行うというふうな御提案をさせていただいたわけでございます。

以上でございます。
○有島委員 「桃栗三年柿八年」という言葉がございますけれども、この放送大学学園によって設置される大学機関、これがその真価を発揮いたしますのは、二期計画が終わる七十一、二、三という大体十年、十五年後でございますね、そのころ

に、本当に電波を使った放送による教育がよかつた、こういうふうになつてほしいということでございますか。

○宮地政府委員 先生から、放送大学が本当に全国的に国民に対して大学教育の機会を広く与えるというこの実を結ぶ時期はぜひ先ではないかという御指摘があったわけでございますが、私どもとしても、先ほど申し上げた点でございますけれども、その点については、これが全く新しい大学としてスタートをしていき、そしてまた、こういう全体的な中でどういうスタートを切るかという点についても十分御議論をいたさしたかったが、ただいま御説明申し上げているような形で第一期の計画を始めさせていただきますというところで御説明をさせていただいております。

そういう点では、本当に実って、この放送大学が十分成果を発揮するようになるのは、先生の御指摘のような大変先のことになるかと思ひますが、私どももそういう時期を見通しまして、ぜひともこれを成功させるような形で持っていきたい、かように念願をいたしているわけでございます。

○有島委員 十年、十五年先の日本の状況というのが一体どうなつておるかといったことも見通していかねばなりません。その中でもつてその新しい試みが十分にうまく機能するようにやらなければならぬというところでございます。

そこで現在、中学校の教育のことを前期中等教育、高校の後期中等教育と言っているわけですね、高校の進学率が非常に高い、そこで、高校卒業の方々の学究要求といひますか、こういうものがますます高まつていくだろうということをまず想定しなければならぬのではないだろうか、大臣、その辺はいかがですか。

○田中(龍)國務大臣 ただいま御指摘の後期中等教育の教育機関の総称等につきましては、それらの教育形態のあり方に関連するものでございまして、今後の課題として非常に重大な問題ではございます。

先生御指摘のように、今後、将来を長期展望いたしました新しい一つの考え方というものはぜひなければならぬ、かように考えております。

○有島委員 いわゆるこの後期中等教育以後の教育ということになるのですけれども、これは現在すでにいろいろな機関があると思ひますが、それがシステム化されている場合とばらばらの場合と、いろいろあると思うのですけれども、こういうものについて、その概要を御説明いただきたい。

○宮地政府委員 後期中等教育後と申しますか高等学校卒業後の教育の形にどういう形があるかというお尋ねでございますが、学校教育法第一条に規定しております大学、短期大学、これにはそれぞれ通信制や夜間部もあるわけでございます、ほかに高等専門学校というものは、これは五年制でございますので多少またがっている点もございまして、広い意味での高等教育機関に含まれます専修学校の専門課程というものは該当するものでございます。またさらに、それらの先生御指摘の点をより広い意味からとらえてみますと、大学で行われます公開講座でございますか、あるいは社会教育で行われております生涯教育というようなものの推進でございますか、そういう意味での大学開放、この点は先ほど御説明いたしました公開講座というものが具体的に含まれるかと思ひますけれども、そういうぐあいに、大学教育そのものを本来の大学教育の機能からより広げると申しますか、後期中等教育後の教育を非常に広い意味でつかまえますと、大学の公開講座という趣旨のものも、実質的には大変大事な教育機能を果たしている、かように考える次第でございます。

○有島委員 いま大学局長の言われました中で、NHKの大学講座といったようなものも、その中に位置づけられることにならうかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○宮地政府委員 NHKが行つております大学レベルの教養番組、そういうものも、国民の広い階

層の教育学習の機会を求めるというものに対応するという意味では、もちろん含まれることになるうかと思ひます。

○有島委員 そうすると、いまの御説明で言いますと、後期中等教育後の教育システムは、法律に基づいて言へば、学校教育法第一条の大学、短大、それから高等専門学校、広く言えば専修学校も入る、こういうことですね。それから、さらに広く言えば、こういうところでもって社会教育、それから会社の社内教育なんかも、また、これは大学を出た方々を集めて、大学教授をお呼びになつてやつていらっしゃるような私的なところもあるでしょう、そしてNHKのいろいろな試みあるいは民間放送のいろいろな試みも入るかもしれぬ、非常に広く考えれば、そういうことになるであらうというところでございましょう、考え方としてそれでよろしゅうございませうね。

○宮地政府委員 御指摘のとおりであらうかと思ひます。

○有島委員 いまのに関連して、これはちよつと外れますけれども、学校教育法五十四条の二にある「通信教育」でございませうけれども、現在ある通信教育というのは、大学の中に通信学部として設置されておるものに限られておるようでございます。これは別に法によつてそうしたのではなくて、いわば通信の単科大学といひますか通信だけによる大学というものが従来から可能であつた、今後とも可能である、こういうことでございませうか。

○宮地政府委員 五十四条の二は、先生御指摘のとおり「大学は、通信による教育を行なうことができる。」という規定でございまして、今回放送大学学術法案の附則におきまして「通信による教育を行う学部を置くことができる。」という規定をさらに一項加へさせたというふうな関係になつておるわけでございます。

○有島委員 通信教育だけで大学を成立させるといふことも可能なんですか、不可能なんですか。

○宮地政府委員 お尋ねの点は、今回の改正によ

りまして「通信による教育を行う学部を置くことができる。」という規定を置くことによりまして、大学は学部で構成をされるわけでございまして、通信による教育を行う学部を置くというこの規定によりまして通信教育だけの大学の学部が置かれることになる、かようなことになるうかと思ひます。

○有島委員 そうすると、一つの学部だけで成立する大学ということになりますな。

○宮地政府委員 たとえば、この放送大学について申しますと、放送大学は通信による教育を行います教養学部ということになるわけでござい

○有島委員 それ以外の学部を持たない大学の機関である、そうですね。

○宮地政府委員 この放送大学が教養学部以外の学部を持つかどうかということにつきましては、これは法制上はもちろんな制約のない事情でござい

○有島委員 ついでに聞いておきますけれども、夜間の大学の場合でございませうけれども、この場合には夜間だけで大学を成立させることは法制上可能であるかどうか。

○宮地政府委員 学校教育法上の規定で御説明をいたしますと、五十四条の二の前に五十四条の規定がございまして「大学には、夜間において授業を行う学部を置くことができる。」という規定がございまして、夜間にのみ授業を行う学部を、この規定によりまして置くことは可能でござい

○有島委員 では先に進みます。

文部省の資料によりますと「放送大学は、広く大学関係者の協力を得て、放送を効果的に利用した大学教育を実施することにより、生涯教育の中核的高等教育機関としての新しい教育システムを

設立しようとするものである。」ということでございます。それから、先ほどの大学局長のお答えの中にも、高等教育という言葉がしばしば出てまいりますが、この高等教育という言葉は正式な法律の用語であるかどうか。

○宮地政府委員 私も高等教育という言葉で御説明をいたしたわけでございまして、学校教育法等の法令の上で高等教育という言葉は使われていないように承知をしております。

○有島委員 学校教育法以外ではいかがですか。

○宮地政府委員 高等教育という言葉は、他の法令でどう使っているかというお尋ねでござい

○有島委員 そうすると、この高等教育という言葉は、なかなかいい言葉じゃないか、これから大いに活用しなければならぬ言葉じゃないかと私は思うのでございませうけれども、これが先ほど来言

○宮地政府委員 御指摘の文部省組織令で高等教育計画課の所掌事務を規定いたしておるわけでござい

○有島委員 「大学教育その他の高等教育に関する基本計画の策定に關し」云々という規定があるわけ

○有島委員 私は、高等教育という言葉が非常によろしいかと思うのでございませう。ただし、学校教育法の四十一條に、高等学校というところは、高等普通教育と専門教育を行うというふうに書かれてしまつてゐるわけ

○有島委員 私、高等学校という言葉が非常によろしいかと思うのでございませう。ただし、学校教育法の四十一條に、高等学校というところは、高等普通教育と専門教育を行うというふうに書かれてしまつてゐるわけ

○有島委員 大臣、いまのを聞きだつたと思うのでございませう。今後、年を追うごとに、先ほどの後期中等教育以後の教育といひますか、これは余り長いから何ですが、大学教育その他の高等教育に關する云々ところあるうかと思ひますが、

○有島委員 大臣、いまのを聞きだつたと思うのでございませう。今後、年を追うごとに、先ほどの後期中等教育以後の教育といひますか、これは余り長いから何ですが、大学教育その他の高等教育に關する云々ところあるうかと思ひますが、

○有島委員 大臣、いまのを聞きだつたと思うのでございませう。今後、年を追うごとに、先ほどの後期中等教育以後の教育といひますか、これは余り長いから何ですが、大学教育その他の高等教育に關する云々ところあるうかと思ひますが、

○有島委員 大臣、いまのを聞きだつたと思うのでございませう。今後、年を追うごとに、先ほどの後期中等教育以後の教育といひますか、これは余り長いから何ですが、大学教育その他の高等教育に關する云々ところあるうかと思ひますが、

○有島委員 大臣、いまのを聞きだつたと思うのでございませう。今後、年を追うごとに、先ほどの後期中等教育以後の教育といひますか、これは余り長いから何ですが、大学教育その他の高等教育に關する云々ところあるうかと思ひますが、

○有島委員 大臣、いまのを聞きだつたと思うのでございませう。今後、年を追うごとに、先ほどの後期中等教育以後の教育といひますか、これは余り長いから何ですが、大学教育その他の高等教育に關する云々ところあるうかと思ひますが、

○有島委員 大臣、いまのを聞きだつたと思うのでございませう。今後、年を追うごとに、先ほどの後期中等教育以後の教育といひますか、これは余り長いから何ですが、大学教育その他の高等教育に關する云々ところあるうかと思ひますが、

○有島委員 大臣、いまのを聞きだつたと思うのでございませう。今後、年を追うごとに、先ほどの後期中等教育以後の教育といひますか、これは余り長いから何ですが、大学教育その他の高等教育に關する云々ところあるうかと思ひますが、

○有島委員 大臣、いまのを聞きだつたと思うのでございませう。今後、年を追うごとに、先ほどの後期中等教育以後の教育といひますか、これは余り長いから何ですが、大学教育その他の高等教育に關する云々ところあるうかと思ひますが、

○有島委員 大臣、いまのを聞きだつたと思うのでございませう。今後、年を追うごとに、先ほどの後期中等教育以後の教育といひますか、これは余り長いから何ですが、大学教育その他の高等教育に關する云々ところあるうかと思ひますが、

○有島委員 大臣、いまのを聞きだつたと思うのでございませう。今後、年を追うごとに、先ほどの後期中等教育以後の教育といひますか、これは余り長いから何ですが、大学教育その他の高等教育に關する云々ところあるうかと思ひますが、

○有島委員 大臣、いまのを聞きだつたと思うのでございませう。今後、年を追うごとに、先ほどの後期中等教育以後の教育といひますか、これは余り長いから何ですが、大学教育その他の高等教育に關する云々ところあるうかと思ひますが、

○有島委員 大臣、いまのを聞きだつたと思うのでございませう。今後、年を追うごとに、先ほどの後期中等教育以後の教育といひますか、これは余り長いから何ですが、大学教育その他の高等教育に關する云々ところあるうかと思ひますが、

て、そして将来に備えていくべきであらうかと思
うわけであります。

そこで、いま後期中等教育以後の教育と一言
つているとめんどくさいから、いま局長が言わ
れましたように、こちらの高等教育というふう
に使われます広い意味の高等教育、以後そうい
った用語でお話をしていきたい。

そうなりますと、本法第一条に言っております
「放送大学学園は、放送等により教育を行う大学
を設置し」、こうあるわけでございますけれども
も、この大学は確かに学校教育法一条に準ずる学
校には違いないということですが、そういうふう
に極言してしましますと、大変いろいろな議論が
続出してきて、局長さんのお答えを伺っておりま
しても、どうもこれは新しい試みなんだから、こ
の辺は将来のことだからうまくやりますから、こ
ういうような非常にあいまいな御答弁になって、
以後は押し問答になってしまうというふうに承っ
ておたわけでございますけれども、これはまさ
に放送等により教育を行う高等教育機関を設置す
る、こういうことであらうと思うのです。そこ
で、大学学園が設置する高等教育機関というも
は、学校教育法の五十二条に該当するものである
というふうな二段構えでいくということの方が実
態に近いのではないかと、誤解を生まずに済むの
ではないか、そのように私は思うわけです。

それから同じく、これはせんだったの質問で申
し上げたのでございませうけれども、後から出て
くる「広範な国民の要請にこたえ」ともに、「こ
うその前の「大学教育」なんですけれども、この
大学教育というの、必ずしも学校教育法に合致
した、広範な国民が望んでおります大学教育、細
かく言うところではないと思うのです。もっと広
い意味の大学レベルの教育といえますか、高等教
育というふうな広い意味の教育、また、そうした
広範な国民の要請にこたえというものが、いまま
での大学では確かに努力はするけれども、なかな
か努力し切れない、この新しい一つの高等教育機
関、放送大学と仮称されているわけけれども、

ここで非常に意味が出てくるのじゃないだろう
か。そうなりますと、その後「大学教育のため
の放送の普及発達」ということがございませうけ
ども、これもまた高等教育のための放送の普及発
達、こういうふうになってくようかと思ふので
す。いま、この場でもってすぐ法改正ということ
にまで至りませうけれども、少なくともこの文言
はこのように解釈すべきだ、法解釈としてこのよ
うに解釈するべきであると私は思うのだけれど
も、大臣いかがですか。

○宮地政府委員 先生お話のございました中等教
育後の教育でございますが、そういう点をどう給
称して体系立てて考えていくべきかという点につ
いて御指摘があったわけでございますが、その点
は先ほど大臣からお答えいたしましたとおりでござ
いまして、今回お願いしております放送大学学園に
ついて、これが大学を設置するものであるという
ことについては、現在の学校教育法上の現行制度
の中で位置づけるとすれば何であるかということ
を国民に明示することも必要なのでございしまし
て、そういう意味で、第一条の目的で大学を設
置するということを明確に示すことで大学という言
葉を使っているわけでございます。

お話のように、これから十五年くらい先の段階
を見通した姿で後期中等教育後の全体の姿をどう
把握するかという御指摘でございます。そう
いう将来のこともちろんならぬわけでございます
が、ただいま現行制度にのっとりまして、こ
の放送大学学園が放送等により教育を行う大学
を設置するということを明確にさせていただいて
おるという次第でございます。

○有島委員 いま局長さんからお話もございま
したけれども、すでに文部省の方からの資料に「高
等教育機関としての新しい教育システム」という
言葉、高等教育システムという言葉が出てくるわ
けです。そういうような意味合い、こういった法
解釈をここに下すべきであらうと私は思うのだけ
れども、大臣お答えいただきたい。

○田中(龍)國務大臣 何か承っておりますと、ま
とにすんなりとしたいい言葉のように思います。
よく俗に、いやしくも高等教育を受けた人が何だ
というふうな常識語がちやうどあなたのおっしゃ
るようなところ、該当するのではないかと思ふの
ですが、確かに通俗語としてはよく使われておる
言葉だろうと存じます。また、これは将来の課題
といしまして検討させていただきます。

○有島委員 大臣、名前の決定をいまだどうし
ようということよりも、この法律に出てくる言葉は、
そういう広い意味でもって解釈すべきであるとい
うふうにご決定してよろしいかどうか。

○宮地政府委員 大臣からお答え申したとおりで
ございまして、従来何度か御質問にお答えしてい
るわけでございますが、「放送大学学園は、放送
等により教育を行う大学を設置し」、したがいま
して、放送そのものは大学教育そのものでござ
いまして、放送そのものは、従来からるる御説明いたして
いるとおりでございます。

ただ、大学教育そのものでございませうけれど
も、国民一般が広く視聴することにもなるわけ
でございます。そういう放送大学の学生以外の
方々も視聴しまして、結果として、そのことが放
送大学の学生以外の方々の教養を高めることにな
るわけでございます。

この放送大学の持つておりますそういう機能そ
のもの、また大事なことでございませうが、繰
り返しになるわけでございますけれども、第一
に申しております、大学を設置し、また行う放送
は大学教育そのものであるということについて
は、従来からも御説明しているとおりでございま
して、機能としては、ただいま御説明したような
機能があるかと思ひます。

○有島委員 したがいまして、本法案の中に大
学、大学、大学という言葉が出てまいりますけれ
ども、この大学という言葉は、学校教育法に定め
られた狭い意味の大学というものに限定して読む
べきか、あるいは高等教育というふうなやや広い

意味でもって解釈すべきかということにかかわ
るわけですね。

この中の初めのところの「放送等により教育を
行う大学」、これはまさに学校教育法における大
学、これでよろしいと思ふのです。その後から出
てくる文言につきましては、ここで議論をいたし
てまいりましたが、高等教育というやや広い意
味、そういうふうなことを読むべきである。それ
はここで決定をさせていただいてもよろしいのじ
やないだろうかと思ふのでありますけれども、ど
うしても法律の方にこだわって読まなければいか
ぬのか、広い概念になるのか、これは大臣、いか
がですか。

○宮地政府委員 重ねてのお尋ねでございます
が、先ほど御説明をいたしましたことの繰り返しに
なるわけでございますけれども、この放送大学その
ものは、先ほど来申します現行の学校教育法上の
大学でございまして、これは、るる御説明した
とおりでございます。そして、これが国民に開か
れて、広く国民一般が視聴することにより
まして、放送大学のいわゆる登録されております
学生以外の者もこれを視聴することが、結果とし
てはもちろん当然にある、また、そのこと自身も
大変大事な機能だとも私は思ひます。しかし
ながら、結果としてそういうことが機能として言
われるわけでございますが、放送大学の行います
大学の自身そのものについては、現行制度に述べ
られております大学というものを私どもとしては
考えているということを御説明しているわけでご
ざいます。

○有島委員 そうすると、狭い意味の大学に限定
して読むべきである、こうなりますか。そうなり
ますと、私たちの態度はがらりと違ふのだ。そん
なものであれば、こんな大きなお金を使つてこん
なものをつくるのだしたら、やめた方がいいのじ
やないかというふうな私には思ふわけでありま
す。それは最初からるる問答をいたしてまいり
ましたとおりであります。

いまの局長の答弁、これはもう一遍聞いてもい

いすかな。狭い意味の大学というふうにするすべて読むべきか、あるいは場所によってはやや広い高等教育というところでもって法解釈をすべきであるか。

○宮地政府委員 お話のとおり学校教育法一条の大学でございしますが、この大学が果たします機能といたしましては大変広いものがある、それは先ほど来御説明を申し上げているとおりでございまして、これが広く国民一般に視聴される機会があるわけでございします。そういう意味では広く生涯教育という観点からの機能を果たすものであるというところは、先生御指摘のとおりでございします。

○有島委員 これは私たちが、だんだん最後の決定を下さなければならぬときが参りますけれども、時間が参りましたからちよつと留保をさしていただいて、質問を終わります。

○三ツ林委員 湯山勇君。
○湯山委員 放送大学学園法の問題につきまして、正規にこの委員会が主務大臣である郵政大臣に御質問申し上げる機会がございせんでしたので、この機会にいろいろ問題点をお尋ねしたいと思ひます。

現行の放送法につきましては、かつて、昭和四十一年に政府提案でこの法律を改正しようとして国会に御提案になりました。その要点は幾つかありますが、その中の一つは、国内放送は日本放送協会と一般放送事業者とが相並んで行ふべきものとするという明文化、今日、事実上そうなっているにいたして、明文化はされておりますが、これを明文化していいこととが一点ございします。

もう一点、これと関連して重要な問題は、いろいろ放送がたくさん出てまいっておりますが、それにつきまして、NHKに関する事項、協会に関する事項で、国内放送の番組の編集について、教育番組を有するようにならなければならないものとする、つまりNHKは、国内向けには必ず教育番組を持たなければならない、しかもそれを受けて、NHKには、現在はないのですけれども、教

育番組審議会を置くものとすること、これを置かなければならないという規定が盛り込まれた法律案を御提案になったのですが、これは国会の方で認められなくて、現在廃案になっております。

しかし、今度問題になりました、国内放送は協会と一般放送事業者が行うことを明らかにすると言つておつたその部分に触れる部分が先般来問題になっております。これは考え方によれば、ここでもし郵政省、政府の意図のとおり明文化されておれば、今度の扱いも変わったのじゃないか、いわゆる放送大学学園法における放送法の扱いがいまとは違つてきたのじゃないかと考えますし、それから、後の教育番組審議会というものができておれば、これまたこの扱いは違つてきたと思ひますが、時間の関係もありまして、大臣もお忙しいようですから、そうであるとか、あるいはそうでない、そういうこととはなにか、どちらか一つ明確にお答えいただきたいと思います。

○田中(眞)政府委員 ただいま先生御指摘の昭和四十一年の放送法改正案でございしますけれども、そのときには、いまおっしゃいましたとおり、国内放送体制に関する原則といたしまして、国内放送は日本放送協会及び一般放送事業者が行ふものとする、そういう旨を明定しようとする内容が盛り込まれておつたわけでございします。またNHKに対する番組審議会の件もそのとおりでございします。しかしながらこの当時は、実は昭和二十五年に現在の放送法は決まつておるわけで、それから大きな変化はないわけですから、その当時に比べまして四十一年の時点では、一般放送事業者の放送の普及が大幅に進展した、実質的にもNHKと併存するような状況まで進展しておつたというように考えまして、従来NHKを中心でございしました記述であつたものを、一般放送事業者についても、その時点で、四十一年の時点で放送法上の位置づけを明確にしようとする趣旨であつたわけでございします。

ただ、しかしながら放送大学学園につきましては、この構想が出ましたのは、実は四十四年といふことでございしますので、いま問題になって四十四年の放送法の改正を提案いたしました当時は、なおNHK、民放以外の第三の形態と申しますか、放送大学学園、いま御提案申しておるようなものについては、全然予定していなかったと言へるのじゃないか、かように心得ておるわけでございします。

○湯山委員 それはそのとおりだと思ひます。ただ、とにかく当時から、この放送法では放送の発達は今日事態に十分対応できないから放送法は改正しなければならぬというお考えであつたが、それができていないのですから、そのお考えは現在も続いていますね。放送法は変えなければならぬというお考えは続いておりますね。

○田中(眞)政府委員 放送法の抜本的な改正でございしますが、先ほど申し上げたとおり、四十一年の第五十一国会に提案いたしましたのが、残念ながら審議未了、廃案というふうになつたわけでございします。現在も私、電波監理局長を長とします電波放送関係法制調査委員会というふうなものを設置いたしまして、鋭意検討中であるわけでございしますけれども、何分にも、放送衛星とかあるいは多重放送というふうな新たに発生した分野もございしますために、流動的な要素が非常に多いということ、鋭意検討を続け、改正の意向はあるわけでありまして、なお十分見きわめた上でやつてまいりたいというふうな考え方でございします。

○湯山委員 あと大臣に御質問しますから、結論だけ簡単に……
放送法は、いまの状態では実情に対応できない、これは四十一年でそうでしたのですから、そこで、これは変えなければならぬという御意思は持つて、この理解してよろしうございしますか、局長。

○田中(眞)政府委員 そのとおりでございします。

○湯山委員 そこで、これは重大な問題ですから大臣にお尋ねいたしますが、大臣も、やはり放送法は現状に十分対応していない、改正しなければならぬというお考えを、ただいま局長の答弁に

ならないというお考えを、ただいま局長の答弁にあったとお持ちなされたのか、大臣からはつきり御答弁をいただきたいと思ひます。

○山内国務大臣 同じ考えでございします。
そこで、いま問題になっておるのは、放送法と教育面との問題になっておるの、放送法と中西委員から、この問題についてはかなり突っ込んだ御質問がございします。

そこで私も、それに関連してお尋ねしたいのですが、その前に確認しておきたいことは、先般連合審査のときに、確かにこれは第三の電波といひますか三本立てになると言へばなるけれども、しかしながら番組編成の自由、学問、研究の自由は守られるし、それからまた、この放送に当たつては放送法上の重大な問題、つまり、放送法の基本的なものは従来どおり守られていくという判断をしてこのような改正に際したのだ、文部省のお話に賛同した、こういう御答弁でしたが、これは確認の意味で、大臣そのとおりでよろしうございしますか。

○山内国務大臣 そのとおりでいいわけではございしますけれども、放送事業者の体系が進むものでございしますから、いまNHKと一般放送事業者と二本立てでございしますけれども、いろんな財源の点とかあるいは教育の放送の問題等違うので三本立てにした、しかし、それ以外の条文は全部同じように適用されます、こういうことでございします。

○湯山委員 その問題の矛盾をなくしていくために、この法律にいろいろ放送法の準用規定がございしますが、その中で四十三条、それから四十四条の第三項、その他放送法を準用する、つまり、協会の規定を準用するということになっておりますが、先ほど来の御答弁では、その準用と教育の立場での諸般の問題、特に大学の自治、学問研究の自由、それらの問題には矛盾、そこをどういふように両局長御答弁になりましたが、これはそのとおりでよろしうか。
○宮地政府委員 私どもは、この法律でその点

は、先生御指摘のように学問の自由と放送法第四十四条三項との調和については、矛盾なく調和されるものと理解をいたしております。

○湯山委員 そこで中西委員は、その点に矛盾があるという指摘をしたのですが、できるだけ具体的にお尋ねした方がよいと思いますが、まず第四十三条の準用、これは不可抗力以外に放送を十二時間以上休止してはならないという規定になっておりますが、この不可抗力以外という不可抗力というのとはどういうことを指すのでしょうか。

○田中(眞)政府委員 学園の放送を十二時間以上休止する場合は、不可抗力による場合を除いて郵政大臣の認可を受けなければ云々という条文でございます。天災地変等の物理的事由によりまして放送を継続することができなくなったというような事由のほか、当事者の責めに帰することのできない事由によりまして、結果的に放送の休止をせざるを得なくなったというようなものも含まれると考えておる次第でございます。

○湯山委員 これは、いまおっしゃった以外のことで、この場合は罰則がございませうか。

○田中(眞)政府委員 不可抗力によらないで休止をし、認可を受けることがなければ役員は処罰されるという規定になっております。

○湯山委員 そこで、大学局長にお尋ねします。この特殊法人ですね、あるいは放送大学、これに勤めておる職員は、あるいは教員は、公務員ですか公務員ではないのですか。罰則適用では公務員とみなすというのがありますけれども、身分的にはどうなりますか。

○宮地政府委員 公務員そのものではございませう。

○湯山委員 ストライキ権は認められますか、認められませんか。

○宮地政府委員 先ほど申しましたように、公務員そのものではございませう。したがって、この放送大学学園の職員というの、労働組合法、労働基準法、労働関係調整法のいわゆる労働

三法の適用を受ける、ストライキ権その他の権利は認められていないものでございませう。

○湯山委員 そうすると、ストライキで十二時間以上放送がとまったという場合は、それが処分を受けることになりませうか。

○田中(眞)政府委員 ストライキが、ここに申しますところの不可抗力に該当するかどうかにつきましてですけれども、それは当該ストライキの規模、態様あるいは業務限外の程度等によりまして、個別、具体的に判断されるのではないと思ひます。一般的に申しまして、許可を受けることができないほどの態様のストライキというものは余りないのではないかと、こういうふうに考えております。

○湯山委員 それは大変なむちやでして、初めから十二時間以上やろうと計画しなくても、なかなか頭迷固陋な理事長であれば、ついてもつれて解決しないていくことは、そういう場合があることは大臣も御存じですね。両大臣ともに、特に郵政大臣いかがですか。あるでしょうか。

○山内国務大臣 ないことを希望いたしますけれども、あり得る場合もあると思ひます。

○湯山委員 ですから、その場合、いまの局長の御答弁では、これは全然了解できないのです。と書いたとおり事実である、天災地変でもなければ当事者の責めに帰するものでもないという明確な答えはないのですから、これはどうなりますか。それが処分を受けるのですか。

○田中(眞)政府委員 ストライキを不可抗力による場合と認められなければ、学園の役員が処罰されるということになるかと思ひます。

○湯山委員 役員というのはいずれになりますか。

○宮地政府委員 学園の役員としては、理事長及び理事が役員として規定をされております。

○湯山委員 いまの御答弁では、理事長も理事もみんな処分を受けるんですね。これはお調べになつていないのでしょうか。——いま調べられたら

て、こっちは待つ時間がないのですから、ひとつ後で文書にしてでも、きちっとした答弁でも改めていただきたいと思います。ここで対応する御答弁がないのは間違いないのですから、委員長そう計らってください。

○三ツ林委員長 後日答弁願ひます。

○湯山委員 次にいきたいと思います。

特に大事なのは第四十四条三項の問題です。非常に丁寧な、宗教教育については、基本法九条二項の規定によつて国の設置する学校とみなす、ですから、これはよくわかります。しかし政治教育については、ここでは何の規定もありません。そうすると、政治教育については、教育基本法の第八條が適用されるものと解釈いたしますが、それは間違ひございませんか。

○宮地政府委員 教育基本法は、この放送大学にも適用がございませう。

○湯山委員 それは基本法第八條が適用されるといふことでよろしうございませうか。

○宮地政府委員 この放送大学も、法律に定める学校でございませうので、教育基本法第八條が適用になる、かように解します。

○湯山委員 そこで、教育基本法第八條は、特定の政党を支持し、または支持せざるための政治教育をすることはならないといふことですね。それさえ守つておれば、あとは何をやってもいいでしょう。

○宮地政府委員 御指摘の教育基本法第八條の規定の問題でございませうが、先生御案内のとおり、第一項において「良識ある公民たるに必要な政治的教養は、教育上尊重すべし」といふことが規定されておまして、それとの関連で、学校における政治教育の境界を示すものといふことで、第二項において「特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない」といふ規定になつてゐるわけでございます。

○湯山委員 放送大学の先生あるいは学園の職員は公務員ではありません。しかし、教育に当たつ

ておるのだから、これは守らなければなりません。ですから、特定の政党を支持し、また、これに反対するための教育でなければあつては何をやつてもいい、極端に言えばそうでしょう。法律どおりそう解釈しますが、間違ひですか。

○宮地政府委員 「特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動」といふことでございませう。

○湯山委員 そうすると、ここですでに放送法と違つてゐるのです。放送法では、特定の政党を支持し、または、これに反対することをやつていかぬという規定はないのです。放送法第四十四条三項では「政治的に公平であること」、だから、Aの政党を支持する、Bの政党も言うておることはよろしい、しかし、それを一方は十くらしいいように言うし、一方は五くらしいい言う、これは公平でないのです。放送法ではこれは公平でない。放送法では公平であればいいのです。だから、支持する、反対するといふことは対象にはならないのです。そのために矛盾は起つてこないでしようか。

○宮地政府委員 先ほど、教育基本法の規定については「良識ある公民たるに必要な政治的教養は、教育上これを尊重しなげばならない」といふ規定を受けて、第二項の規定がございまして、「特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育」を一つの例として掲げまして、「政治的活動をしてはならない」といふ規定をいたしてゐるわけでございます。放送法第四十四条第三項の規定は、放送事業者が国民共有の財産である電波を独占的、排他的に使用すること等に伴います公共の福祉による制約の一つといつたしまして、放送の政治的中立性を保つために、同項第二号で「政治的に公平であること」と規定してゐるものと私は理解をしております。

このような点で二つの規定には、それぞれ立法の目的による相違があることは御指摘のとおりでございませうけれども、教育基本法第八條第二項及び放送法第四十四条第三項第二号の規定が、政治

的中立性を確保するという点ではほぼ同趣旨のものではないか、かように考えております。

○湯山委員 それはとんでもない解釈だと思ひますよ。というのは、放送法では支持することをめてはいないのです。反対することもめてはいないのです。ただ、公平でなくてはならないという事です。公平にやれば支持することはちつとも差し支えないわけですから、教育基本法では、そうではなくて、支持すること自体を禁止しておるのです。それでも食い違ひはないですか。

○宮地政府委員 先ほど申しましたように、教育基本法の規定につきましては、第八条第一項を受けてまして第二項の規定が書いてございまして、「特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育」これを一つの例示として掲げまして、「その他政治的活動」ということで八条第二項の規定が成り立っているというぐあいに考えております。

○湯山委員 ですから、放送法と基本法とは違ひでしょう。

ついでに言いますけれども、地方公務員にしても国家公務員にしても、政治活動の禁止は、特定の政党を支持し、あるいは支持させないためといった目的を持った行動でなければ、幾ら政党のことを言つたっていいわけですから、この政党はいい政党だ、この政党は間違つたことを言つていふことを言つても、そういう目的がなければ、これを監督し取り締まるという事か、その対象にならないことは、公務員である場合の規定をお読みいただければおわかりだと思ひます。

だから、その行動なり教育にそういう目的があつたかどうかというのが重点になる。その目的は何かと言へば、基本法の特定の政党を支持するとか反対するとかこれですからね。それと放送法とは全然違つておるのです。いまのように、初めの方は正しい政治的理解の教育をしなければならぬということ、それとこれとは全然違ひわけです。一方は積極的規定、一方は禁止規定ですから

ね。それとこれとを一緒に合わせて理解せいで言つたて、それはできないことです。

そこで、これは両局長にここで御答弁願つても、また同じことで、放送法でこういうことを禁じておるのだ、基本法ではこういうことを禁じておるのだ、そうするとこれはどう違ひ、一致するのはどう完全に一致するかということの明確な資料をお示し願ひたいと思ひます。

委員長、これもひとつお願いいたします。

○三ツ林委員長 後日、資料の提出をお願いいたします。

○湯山委員 今度は具体的な問題ですけれども、いまのようなことがありますから、そこで、放送大学の先生が放送大学で公平な授業をやつたとして、電波で出た放送は非常に公平であつた、だから、その先生は教育公務員としての拘束を受けません。今度は別な民放へ行つて教育じゃなくて講演なんかをするときに、いや私は自由民主党が大好きで、こんないい政党はありませんと言つても、これはかかきませんね。放送大学の教官が放送大学の電波では公平に言ひます、しかし、その人が民放で放送をしてはいかぬという規定はないわけですから、一つチャンネルを切りかえたら、その人が、いやこれは自民党でなければいけませんという放送をしておつても、大学局長、これは差し支えないですね。

○宮地政府委員 御指摘のとおり、放送大学の教官は公務員ではないわけですから、したがつて、政治的行為の制限を受けるということはないわけですから、そして民間放送に出演する場合、放送大学の教官に携わつていふということではございませぬので、教育基本法八条の適用は受けることがないわけですから、したがつて、放送大学の職員立場としては問題がないわけですから、しかしながら、その放送自体が放送法第四十四条第三項第二号の適用を受けるかどうかという事は、その政治的意見の内容が放送法に抵触しない内容であれば差し支えないもの、かように考えます。

○湯山委員 いまの点について郵政省の御答弁はどうでしょう。

○田中(農)政府委員 放送大学の教授が民放に出演するという事は十分あり得ると思つております。その場合に、出演いたしました教授が放送大学の講義と異なつた見解を述べるといふことも事実あり得るだろうというふうに考えます。そして、それにつきましては、一方では大学の講義といたしましての実質を有する学園の放送内容だといふことにならうかと思ひます。民放のような場合には、そのような目的を離れまして番組形態であらうということ、趣旨が異なつておるだろうというふうに考えます。

○湯山委員 そうしますと、民放の方でやる場合には、中山千夏さんのように私は今度選挙に出ますとやる。だから、放送大学の教官が放送大学から全国に向けて、何百万の聴視者に向けてまことに大学の授業らしいのをやつて、それで名前も顔も売つて、そして今度チャンネルを切りかえたら、私は今度全国区へ出ますとやる、それは構わぬのです。

○田中(農)政府委員 放送番組につきましては、放送法の第三条によりまして、放送事業者が放送番組編集の自由が保障されていふところでございまして、その編集は放送事業者の責任においてまづ自主的に行われるということで、先生の御質問に対しては、一言で申しまして構わぬというふうに考えております。

○湯山委員 そうすると教育的にどうですか、それはいいですか。これは政治家である大臣から聞きましょう。いまのように放送大学の教官として全国へばあつとまじめなとか、とにかく授業をして、それで今度チャンネルを切りかえて民放へ出ておつて、私は今度全国区へ出ます、そういうことがあつていいですか。これは政治家としての大臣の御答弁を伺いたい。

○田中(龍)國務大臣 一人の人の人格が二重に分裂した行動をとるようなことは、人間としてどうかと思ひますけれども、しかし、これは厳密な法

律解釈という問題とは違ひ問題であらうと思ひます。(湯山委員「それで」と呼ぶ)それで結局、その人の人格、識見というものが批判されることになると思ひます。

○湯山委員 いや、それはおっしゃるとおりですが、けれども、私がお尋ねしておるのは、文教の責任者としてそういう事実があつていいとお考えですか、そういう事実はあつてはならないとお考えですかということなんです。

○田中(龍)國務大臣 そういうことはいい方が望ましいと思ひます。

○湯山委員 大臣は、非常に遠慮してない方がいとお答えになりましたが、すでに文教の立場と放送法の立場とは違ひますよ。いま中西氏が追及した中にもこういう要素はあるわけですから、教育の方はそれでは困る、一方の放送の方はそれはやむを得ぬ、先ほどはそういう心配はないとお答えになつておるのですが、こういう食い違ひがあるということを描いておきます。

私がここで特に問題にしたいのは、意見が対立している問題について、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること、この問題です。先ほど中西委員も、この問題中心で追及しておられましたが、これは重大な問題です。というのは、局長は先ほどの御答弁では、教育としても反対意見があれば当然、その反対意見を取り上げるべきだ、それが教育者としての常識だといふような意味の答弁をなさいましたが、これは取り消されたのです。中西氏が追及して言ひ直しましたね。まだ固執されますか、それは取り消されますか。

○宮地政府委員 先ほど、後ほど答弁をさせていただきますように、大学自身が御判断になることというぐあいに申し上げたわけですから、

○湯山委員 そうですよ。局長が当然そうあるべきだなどということを言うことは、私は、少し言い過ぎだといふ感じが受けておりました。そこで、対立した意見についての扱ひですが、これがまた大違ひしております。では、いま日本で一番大きく意見が対立している問題という、

具体的には何を考へになりますか。これは私、憲法第九条だと思います。憲法第九条については、奥野元文部大臣も、その解釈については百八十度の違いがある、それからさう、朝日で発表になった自民党議員の皆さん方のアンケートでも、やはり第九条については、意見の対立、解釈の対立があり、それをなくするために改正しなければならぬという御意見も多々ございました。委員長はどちらだったか、これは委員長に質問する問題ではないから御遠慮申し上げますけれども、文部大臣はさすがに答弁を避けておられまして、慎重にしておられました。教育の場合は、この憲法の解釈は、もし非武装中立でなければならぬというのであれば、これは現実離れして構わないと思うのです。特定の政党を支持するための政治活動ではありません。学問のために自分の憲法解釈を講義するのであれば、これはひつかりません。局長、どうですか。ひとつ明確に……

○宮地政府委員 従来から御答弁申し上げておるわけでございますけれども、政治的な問題にかかわる場合において、講師が自己の学問的見解を述べるといふことは基本的に許されているというぐあいには理解をいたしております。

ただ、放送法第四十四条三項との関係においては、大学側において適正な自制をするということにおいて調整を図るというようなことで、従来から御説明を申し上げているわけでございます。

○湯山委員 学者が、極端に言えば、憲法ができたときのいきさつ、それから、あの条文を素直に読めば、これは非武装の戦争放棄でなくてはならない、戦力は持てないのだ、陸軍も海軍も持てないのだ、吉田茂さんが前に言ったように、もし政府がああいうふうに解釈したからといって、憲法九条を軍備が持てるのだと解釈をする者は曲学阿世の徒だといふことを仮に言っても、教育の面ではそれは抵触するところはありませんね。それだけははっきりしてください。

○宮地政府委員 基本的には、従来御答弁申し上げているとおりでございます。講師が学問的見解を述べるといふことは許されている事柄でございます。かように理解をいたしております。

○湯山委員 ところが、放送法ではそれはいいのですよね、違つた意見があるのですから、百八十度違う意見がある。しかも、日本の基本的な憲法についてあるわけですから、放送法ではそれはいいません。やはり対立しておる問題については、できるだけ多くの角度から、それは言うけれども、こういうのもある、こういうのもあると言わなければ放送法ではひつかかるのです。そうすると、それについて放送法は干渉しないといふことは言えますか。

さつき中西委員が追及したときに、そういうことではないと言っておりましたけれども、いまのようには、教育の上では軍備を持てるなんと言つたのは曲学阿世だ、非武装は全く世の中を知らない、現実離れしているといふようなことを、スクーリングのときは別ですけれども、放送電波を出すときにある教授が言った、これはいま局長が言われたように、教育基本法の上からは問題ない、教育の法律の上からは問題ない、ただ準用しておる方だけひつかかる。となれば、そちらが、今度規制することになれば、さつきはそういうことではないと言つたけれども、事実出てくるのじゃないですか。

○宮地政府委員 従来からもその点については御答弁を申し上げておるわけでございますが、放送法によつて行つた教育でございますので、放送法の規定が加ふさつてくる、その限りにおきまして、具体的な講義についての制約がその部分については及ぶことになるわけでございます。

ただ、御指摘のように第四号の「意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにする」といふようなその方策についての規定があるわけでございますが、しかし、論点を明らかにした上で講師の学問的見解を述べるといふことは禁止されていない、かように解しているわけでございます。

○湯山委員 論点を明らかにする必要があるのだからそこであまいになるのですけれども、もつと具体的にわかりやすく言えば、自然科学ならおわかりでしょう。たとえば、有名なのは神経伝導とかいうのがありましたね。減衰説と不減衰説、つまり、先生の京都大学の石川日出鶴丸という人は、神経の伝導は減衰する、お弟子さんの慶応大学の加藤元一という人は、いや減衰しない、これを相手の立証するところまで行つたりしておつたら自分の研究はできませんよ。それはそれで一つずつが貴重なのです。そしてそれが日本の医学を進めたとし、その子弟が全く立場を異にして学問上で争つたといふことはいまだに美談です。だから、私らみたいな者でも、名前と何とか説までも覚えていくくらいのも、これが学問でいふ。そのときに、相手の加藤という人は、減衰化じゃないので、自分の道をずっと突っ込んでいってこうだといふ信念を持つのです。だから、真剣に研究していけば、局長の言うようなことをする余裕はないですよ。それでわかりたいだいたと思ひます。どうしてもこれは、いまのように制約が及ぶといふのはお認めになったとおりです。

それでは、いまのような授業をしたら、放送法によつてどういふ措置をとるのですか。これを承りたいのです。

○田中(眞)政府委員 放送法第四十四条三項に違反した場合の処置という御質問かと存じますが、放送法第四十四条三項の規定に違反する放送がもし行われたとした場合には、理論的には放送法に違反したものと見て電波法七十六条に基づく行政処分を行うといふことも一応可能であると考えます。しかしながら、番組内容については、行政処分を行うための手続が法律上規定されておらないこともございまして、番組内容に關しまして法的措置を講ずることは非常に困難でございますために、実際の運用をいたしましては、放送事業者が放送番組を編集するに当たりましての準則と

いう形で放送事業者の自制に期待するのが適當ではないかといふふうに考へております。

なお、参考までに電波法七十六条でございますが、「郵政大臣は、免許人がこの法律、放送法若しくはこれらの法律に基く命令又はこれらに基く処分に違反したときは、三箇月以内の期間を定めて無線局の運用の停止を命じ、又は期間を定めて運用許容時間、周波数若しくは空中線電力を制限することができ」といふ規定がございまして、

○湯山委員 ですから、いま私が言つたように、大学局長の方はそれは別に關係ないのだと言つた放送しても、今度はいまのひつかかれば電波法による行政処分を受けるか、極端に言えば電波法とめられる。しかし、一義的には業者の自主的な判断にまつ、これはよくわかりますけれども、やはり極端な場合いまのような処置がなされる。そうすると、これは自由が守られているといふことになりません。これは非常にひつきりいたしましたから、そのことだけ指摘しておきます。

いま非常に明確に両方で、一方はよろしい、しかし、放送法から言えば第四十四条三項に該当する、極端な場合は電波法による行政処分、まあ三カ月の停止なんて大変ですよ。しかし第一義的には、事業者の自覚、自覚にまつ、よくわかりました。ぎりぎりのところの処分はあるといふことだけはつきりすれば、それでも私はこの問題はよくわかつたし、さつき中西委員がずいぶん時間をかけて苦労してやつておつた問題は、やはり干渉があるといふことが明確になったといふことで、これを指摘しておきます。

それから、同じように第四十六条ですか、広告のことがあります。これもわかりやすい例です。放送法と教育との矛盾が起る点です。「他人の営業に關する広告の放送をしてはならない」といふことですね。この四十六条には罰則がありません。罰則のことを聞いてえらい悪いようですよ……

○田中(眞)政府委員 ございませぬ。

○湯山委員 罰則はないやうですけども、これは

もやはり大学の先生が、家庭教養なんかのところ
で、料理のときに味の素なんかを使えばこうです
という放送をしてもいいですか、いかにですか。
大学局長の判断はいいがですか。

○宮地政府委員 恐らくは教育を行います場合
に、化学調味料というような普通名詞の形で示す
ことになるのではなからうか、かように理解をい
たします。

○湯山委員 だから、いいか悪いかです。悪い
からそうするのか、どっちです。いけませんか、味
の素と言うのは。

○宮地政府委員 具体的な固有な名詞で示すとい
うことが必ずしも適切でないということであれば普
通名詞で示すというようになるか、かよ
うに考えます。

○湯山委員 ちよつとはつきりしないのですけれ
ども、一体化学調味料というのは何でしょう。食
塩は化学調味料ではないのですか。岩塩が化学調
味料でないことは間違いないですね。しかし、イ
オン交換何とか反応でつくった食塩というのは、
これは化学調味料じゃないのですか。

○宮地政府委員 その点については私、明快に御
説明するだけの材料を持ち合わせておりません。

○湯山委員 厳密に言えば、化学調味料と言われ
る味の素は、私の聞いたところではグルタミン酸
ナトリウム、食塩は塩化ナトリウムですが、やは
りナトリウムの塩類でも、そのつくり方が自然
に天日でできるか化学反応でつくるかで、化学反
応でつくったものは食塩だって化学調味料です。
それから、合成のしょうゆだってやはり化学調味
料でしょう。ですから、化学調味料という言葉は
学者はこくよくてよう使いますよ。使うのならグ
ルタミン酸ナトリウムあるいは塩化ナトリウム、
そうです。化学調味料なんてこんな漠然とした
ものでそんな教育できぬでしょう。どうです
か、大学局長。

○宮地政府委員 先生の具体的な御指摘の点につ
いては、私どもさらに勉強させていただきたいと
思います。

○湯山委員 それではひとつ、本当に勉強してく
ださい。これは大事なんですからね。授業ができ
ないんですよ。わかりやすい例として申し上げて
おきます。

それから、たとえば地域の産業の問題で、コ
カ・コーラがたくさん入ってきておるので、ミカ
ンをつくっておる農家が影響を受けますというよ
うに、コカ・コーラという言葉を使っているの
ですか、使っていないのですか。

○宮地政府委員 問題は、その事柄が広告放送の
禁止に該当するかどうかの解釈であらうかと思
います。具体的な商品名を挙げての説明で四十六
条一項に該当するものであれば、それは適切でな
い、かように考えます。

○湯山委員 その点、文部省サイドからは、さ
きの化学調味料というのはあいまいな感じが
ない言葉だから、これは教育の立場からは否定し
たい、これはそのとおり。これはまあ研究してく
ださい、わからぬと言うから、コカ・コーラはも
うはつきり商品名です。

そこで、こういうことがあったんですよ。現
在、在籍しておる議員が、私がいま言ったよう
に、コカ・コーラが輸入されてミカン農家は大変
だということを、あの当時四十分間何かの政見放
送の中でやろうとした。そうしたら某局は、コ
カ・コーラと言うのはやめてくれ、これは外国か
ら輸入された飲料、果汁飲料か何かそういう表現
に変えてくれというので、コカ・コーラというの
をやめさせられた例があるのです。これは証人を
連れてこいと言え、いまこの衆議院におります
から連れてきて結構です。

これは文部省ではどうもならぬでしょう。する
と、放送法による取り締まりはそこへ及ぶわけ
ですよ。だから教育、学問、研究というもののつ
いて、いま問題にしている電波で出るものだけで
問題にして言えば、やはりそれは教育が拘束を受
けるわけですから、放送法四十六条の規定から言
えば、いやコカ・コーラはちよつと問題だからと
罰則はないそうですから注意を受けるだけか、や

めてくれという干渉があるか、とにかくありま
す。それから、いまの化学調味料、味の素と言
ちやいかな、こんなわかりやすいことさえるの
ですから、さっきのようにそういうことはありま
せん、ありませんで済まされたい問題です。

したがって、今度は郵政大臣にお尋ねしま
す。こう見てまいりますと、教育のいまのよう
な内容についても、郵政大臣の監視、これは罰則
別として監視はやはりなされる、不適当なときは
それぞれ指示なされるという場合があるというこ
とはおわかりいただいたと思いますが、いかがで
しょうか、郵政大臣。

○山内国務大臣 郵政大臣としては、法律に基
きましてそういうケースもあり得ると考えており
ます。具体的には申すわけにいきませんけれど
も、あり得ると考えております。

○湯山委員 大臣の御答弁ですからそれで結構で
す。いまの御答弁のようにあるんですよ、大学局
長。これは文部大臣もお認めになりますね、いま
の点。お願いします。

○田中(龍)国務大臣 郵政大臣の言われたとおり
でございます。

○湯山委員 そうです、両大臣の御答弁で大変
はつきりました。

だから、さっきあれだけ中西委員が追及したと
きに、あなたは、そういうことはないといいこと
を、あれだけしつこく御答弁になったけれども、
両大臣は、あるということをお認めになったので
すから、もう一遍この問題も御検討願いたい。こ
れは次に中西委員が改めて質問されることにな
りますから、そのときでも結構です。決してな
いのじやありません。教育番組の自由、放送の自
由というものは拘束を受けるのです。教育の面だ
けじゃなくて、そっちの拘束を受けるということ
が明瞭になりました。

そこで、そうした場合に、先般来問題になり
ましたように、一体それで本場の教育、学問の自
由あるいは大学の自治が守られるかどうか。他か
らの干渉があれば守られないということになるこ

とはもう必然ですから、その点もう一遍検討願
いたいと思います。郵政大臣がお急ぎのようです
から、と言っても余りお役に立ちませんけれども、
次の問題へ移ります。

次は、いま文部省の計画では、昭和七十一年か
らとにかく全国八〇%をカバーする電波が完成す
るということですが、七十一年に装置が完成する
と、出るのは七十二年からです。そうすると、こ
れは県単位でだんだんやっていくという計画です
から、学習センターも県単位に置くというので
から、最後の県はどが残るのか。どうもいまの
向きでは愛媛県あたりが一番後になりそうなの
で、まことに心配でならないのです。とにかく七
十二年から新学年が始まるとすれば、四年かか
りますから七十六年ですか。昭和七十六年とい
うのは今世紀じゃないんですよ。来世紀です。いま
これだけ進歩しておるときに、文部大臣、郵政大
臣がお考えいただいて、これだけ論議して国民に
期待を持たしてやるものが、実際には来世紀の問
題だ、こういうことではないのでしょうか。私は、
このことについていまからお尋ねしたいと思うの
です。

これは郵政大臣としては、もうすでにUHFも
ちゃんと確保してある、ラジオの方もちゃんと確
保してある、いつ何ときでも文部省の方がやり
になると言え、ネットワークの完成は五年もあ
ればできますというふうな——金のことは後にし
ます。金のことは大事だと言われまじうけれど
も、それ抜きにして、そうしないと計画が立たな
いから。一千億要するものなら十年なら百億で済
むし、五年でやるなら二百億で済むし、これはお互
いの努力、皆さんの努力でどうにかなることで
す。とにかく馬力をかけた最短何年でできる
か。いまネットワークでやれば、いますでに確保
できているのですから、何年たてば、いま計画し
ておる八〇%をカバーできるのか。これは電波の
方だけから考えて何年でできるのか。
それから、もう一つあるんですよ。いま放送衛
星が問題になっています。放送衛星ならば、今度

の五十八年の打ち上げはNHKだ、その次は六十二年。そういうことになれば、それに伴ういろいろなことがありますね。それにしても六十三年の衛星で放送大学の放送ができれば、何年でやれるという一番短いのを言うてみてください。これは大臣の前で局長でもだれでも結構です。

○田中(眞)政府委員　二つ御質問があつたかと思
います。

まず学園の放送につきまして、地上のマイクロ回線を整備すると完成まで最大何年程度が必要かということですが、学園の番組伝送用の回線が必要なので、現在NHK、民放も電電公社のマイクロ回線を使用しておるわけでございますけれども、放送大学学園の計画ははっきりした段階で電電公社の方に正規に申し込む必要があらうかと思えます。申し込んだ段階で全国回線が一系統準備できているか、あるいは部分によつてはさらに施設増を要するかどうかが判明しようかと思えますけれども、五年もあれば十分全国回線ができるというふうに考えます。

次に放送衛星によることでございますけれども、現在確實になっておりますのは、五十八年度冬期にNHKの難視聴対策用のものが打ち上げられるということで、一方、これに継続させるということになりまして、最低四年ないし五年、計画してから衛星が打ち上がるのにかかるのでございますけれども、現在の五十八年度打ち上げのものは五年の寿命を用途としておりますので、五年もつたとしますと六十四年の二月というようなことになろうかと思えます。これにつきましては、やはりいろいろ技術的な問題もございまして、やはりNHKの二チャンネルのほかにもう一チャンネル乗せられるような能力を持たせなければいけない。それからその際に、六十四年度の冬に打ち上がったといえますと、これは送信の側では一発で日本全国はカバーできるわけですが、従来持っておりますテレビ受像機でそのまま受けられるわけでございますけれども、放送衛星の場合はア

ンテナとアダプターというものが必要でございます。これが普及段階で六、七万前後ないし十萬以下というような経費は余分にかかろうか、これは受信機一台一台でございますが、そういうふう
に考えております。

○湯山委員　大変明快な御答弁でありがとうございました。

お金の問題は別として、放送衛星を使うとすれば、受信する側はいまのようにアンテナやアダプターの準備をしなければならない、量産をしなければならない、ということを考えれば、これは早く決めなければいかぬわけですね。早く決めなければ利用できないわけです。

それにしても、いまのマイクロ回線、ネットワークの整備だけならば五年もあればできる。だから、一番近代的なこういうものをそんなに来世紀にまたがるようなことでは、いまから十何年ですか、とにかく二十年も先でなければどうにもならぬ。しかも、愛媛県がひっかかったというようなことになったのでは、これは何のことかわからないです。

それで、やはりもっと早くしなければならぬ
と思いますが、郵政大臣、放送衛星の打ち上げも
もちろん郵政大臣の御所管だと思いますが、あれ
は科学技術庁ですか、両方ですね。ですから、ひ
とつネットワークの整備、それから放送衛星を含
めてできるだけ早く、みんなが開かれた大学の教
育が受けられるように、これは単に大学だけじゃ
なくて周辺のたくさんさんの国民の教育につながる
のですから、いま言われたように可能なのですか
ら、予算の問題はありますけれども、全力を挙げ
てやるように御努力願いたいと思います。郵政大
臣の御所見を伺いたいと思います。

○山内国務大臣 いま電波監理局長が説明をいたしましたように、いろいろと苦心をしながらやるという計画でございまして、郵政省としては大いに努力をしたいと思いますが、宇宙開発事業団とかいろいろ関係するところがございしますので、そ

の点はよく協力してやりたいと思っております。
○湯山委員 放送衛星の場合はおっしゃるとおりです。しかし、マイクロの整備は郵政省サイドでできることです。いま局長が言われたように、ひとつ速やかに対応していただくようお願いいたします。

さて問題は文部大臣です。そうなると七十一
年、来世紀にかかるようなことにする責任は文部
省にあるということがよくおわかりいただいたと
思うのですが、その点どうお考えでしょうか。文
部大臣、率直な感じをお述べいただきたいと思
う。

○田中龍國務大臣　いろいろと技術上の問題やら困難があるといたしましても、放送衛星の問題は問題でございしますが、一般の放送学園大学に伴いますセンターの開設その他については、鋭意早期に努力して完成したい、かように考えております。

○湯山委員 当然だと思います。

そこで、いま放送衛星のことにお触れになりましたが、放送衛星にも寿命がございまして、そう十年も二十年も使えるのじゃなくて、現在の放送衛星では五年がやつとこさです。そうすると、六十三年に放送衛星を上げたとしても、六十八年にもう一つくらなければならぬ、七十三年にまたた上げなければならぬ。初めに上げた衛星というのは、全国カバーできなかつたらずいぶんむだをしておるわけです。仮に六十三年に上げたとしても、しかし、カバーする区域が全部に及んでいない、まだ計画ができていない。四国や九州は後回し、中国も端っこの方はだめ。広島周辺、大阪周辺、それから東京周辺、名古屋周辺、こんなことになつておつたら、その周辺部というものは、せつかく人工衛星が六十三年に上がつても、何の恩恵も受けない。つまり人工衛星はむだをしている。六十八年にまた次が上がる、これもまたむだなところがあつて、一〇〇%働いてないといふこととて、むだなことなんです。そのためには早くやつて、放送衛星はいまのような話ですと五十八年

は無理のようですけれども、いま電波監理局長も、六十三年には二チャンネルじゃなくて、もつと積める見通しがあるだろうということですから、そうすれば、そこで出れば、そのときこちらの受けざらができておれば一〇〇%いけるわけです、八〇%じゃなくて。そのためには七十一年なんて遠過ぎるので、それがいくいかいぬかというのは、一にかかって文部省に責任があります。

いま郵政省側は対応する、ネットワークでも五年あればできるのですから、ネットワークなら六十年から八〇％カバーできるわけですから、とすると文部省にあるわけです。これはこれじやいかぬ、もっと早くしなければならぬという御決意が大臣におありかどうか。

○田中(龍)國務大臣　もちろ

○湯山委員　大臣のお考えはよくわかりました。そうすると、局長もおかわりになって間がないから無理と思いますけれども、私がこの前あなた方に聞いたときは、七十二年からいくのだから七十二年で完成する、これと変わってないと思うのです。しかし、それから何国会も経て今日なお、石で手を詰めたように七十一年、七十二年ですか、固執しておるわけです。ここに私は問題があると思う。郵政省の方はもう五年で八〇％カパーの体制ができるというのに、文部省の方はいつまでたっても来世紀の線を固執しています。これはいまの大臣の御答弁の趣旨とも違うわけです。

そこで、郵政省にも一番早くすればいつまでにかできるかということをお尋ねしましたが、同じような質問ですが、文部省は、言葉は悪いけれども、大学局長が本当に挺身して、郵政省の案を用いてこちらの体制をばつとつくるのに一番短ければ何年でできますか。

○宮地政府委員　ただいま大臣からも御答弁し
とおりでございます。私どもも、早期に完成を
図るという点では、全力を挙げて努力をさせてい
ただきたい、かように考えております。

ただ、従来から御説明申し上げておりますよう

に、この点は、また繰り返しの御答弁を申し上げて大要恐縮な感じでございますけれども、確かに、地上の電波そのものを届けることにつきましては、郵政省御当局の御答弁があったわけでございしますが、放送大学全体として全く新しくこれから取り組んでいく大学ということについては、従来からなる御説明をいたしております。そしてまた、放送以外に学習センターでのスクーリングを実施するという点も、もちろん大事な要素の部分になっております。

そういう実際に大学を実施していきます際の具体的な問題点というのは、やはり第一期の計画でまずやらしていただきまして、そこで出てまいります問題点を、さらに前向きに、個々具体的問題を解決しながら前進をさせていくというような課題もございまして、全体的な計画の早期完成を図るという決意につきましては、ただいま大臣が御答弁申し上げた線に沿いまして、事務当局としても努力をさせていただきたい、かように考えております。

○湯山委員 そうすると、いま問題は、スクーリング等の体制だということですが、第一期のときにできる学習センターは四カ所ですか。

○宮地政府委員 六カ所でございます。

○湯山委員 その六カ所の職員は、仮に静岡なら静岡としましょうか、静岡のセンターの人が鹿児島島のセンターへも行かなければならぬというわけではございませんね、ダブるわけではないのですから。六カ所へできるのなら十カ所もできるでしょう。同じような形態の国立大学がある、あるいは私立の大学がある。千葉の場合は、それは放送のそれがあつたから通いますけれども、六カ所のその他の学習センターというのは、特に違つたものではないでしょう、鹿児島島のも長崎のものもそうです。

○宮地政府委員 それぞれ地域の学習センター、地域の特長というものもあるかと思ひますけれども、具体的に取上げる事柄として基本的に相

違があるわけではございません。

〔中村喜委員長代理退席、委員長着席〕
ただ、申し上げておりますのは、放送を視聴することによります教育の部分が約三分の一、それから学習センターによるものが三分の一というところで従来御説明申し上げている点がございまして、それらの具体的な組み合わせをどのように実施していくかということにつきまして、もちろん、ただいま放送教育開発センターにおきましても、実験番組を出しまして、それらの点の問題点と申しますか、そういうようなものの検討というものは鋭意やらしていただいております。しかし、実際に大学として運営をしていく際には、私どもとしても、万全の計画を用意して対応しておるわけでも、ございますけれども、実際に現実の問題として処理をしなければならぬ個々の具体的課題というものが実際問題としては上がってくる、かように考えております。

もちろん一番大事な点は、そのための教員の確保ということも大変大事な点でございます。そして具体的に、国公私立の大学等に協力をお願いすると申しましても、実際に現実問題としてどういうぐあいの協力の度合いといひますか、それができるのか、またできない点をほかでどう解決するかというような個別の事情につきましても、実際に実施をいたしました上でなお解決を図っていかねばならぬ課題もいろいろあるのではないかと、いうことを、従来御答弁申し上げておるわけでございます。

○湯山委員 私の質問に的確にお答えになっていない感じがいたします。基本は同じじゃないですか、具体的な、だれがどうまでいけば、それはみんな違うけれども、とにかく教授が一名、助教が何名、あとは何十名かの非常勤の協力を受ける、それはそういう同じような人でも、新潟も石川も愛媛もそういうのじゃなくて、別々なんです、体制は、基本的には関東のどこかでできるのなら、同じ時期に鹿児島でもできる、同じような取り組みを開始できる、その点はいい

ね。

○宮地政府委員 具体的な地域の事情というものはあるかと思ひますけれども、学習センターの学習と本部から流します放送番組との連携というようなことについての検討というものは、もちろん基本的に異なる点はない、かように考えております。

○湯山委員 そうすると、六カ所スタートするの十カ所スタートするのそんなに違わないわけですから、いまお考えになっておる七十一一年というのを縮められるはずですが、また縮めなければならぬ。そういう責務が新大学局長にはあるわけですか。そういう御決意でございますか。

○宮地政府委員 先ほど大臣の御答弁されましたところに沿いまして、事務当局としても努力をさせていただきます。

○湯山委員 郵政省側が具体的に年数まで挙げて最短距離はこれだけだという御提示があつたんですから。もうこの法案の審議も大分進んでおります。何十時間も審議したのですが、いまだに全力を挙げて最短の期間で仕上げれば何年にやれるというのが、長いものはあるんですよ、何年以内という遠い方の端はあるのですが、近い期日の提示がないのです。

そこで、いまの御決意と、私が申し上げましたように、センターの構造というものはもうモデルが示されておるのですから、スタートは六つでも十つもあるいはもっと多くても同じようにできるのですから、それを詰めていけば、お金の方は、もし都合がつかなければ、その範囲で多少の伸び縮みが後で出てくるのはやむを得ません。ただ、教育的な体制をつくるのに、放送体制は五年でできる、それなら教育体制をつくるのは最短何年でできるか。もう七十一一年ではありません、六十五年にはできます、十年向こうです、こういうものを示してもらいたいです。当然示すべきだ。そういうしなければ審議にならないでしょう。いまの、放送の方はもうこまで来て、放送衛星の場合でもこうこうだというめどが立っておるのに、文部

省が相愛わらず七十一一年じゃ話になりません。ひとつ詰めて、こういう努力をする、そうすれば、お金がなければ別ですが、それを抜きにして考えれば体制づくりは何年でできる、その計画をお示し願ひたい。これは無理じゃないでしょう。大臣、どうでしょう、お示し願ひますか。

○田中（龍）國務大臣 ありがとうございます。御協力のほど、ひとえに感謝します。

○湯山委員 そこで、大臣が督促して、多少無理があると思いますが、とにかくわれわれに、審議する最短距離、一番短くやればどれだけで行けるという計画をお出し願ひますように御尽力願ひますか、いかがでしょう。

○田中（龍）國務大臣 もちろん、早期に通過することができれば、体制の点におきましては、文部省としましては責任を持ってやらなければならぬ、かように考えます。

○湯山委員 御理解いただいたと理解いたします。新しい局長ですが、一生懸命やっておられますから、もう一つ大臣から励ましていただければ、きつとりばな資料が、この法案審議中に出ると思ひますから、ぜひひとつ御督促願ひたいと思ひます。

○田中（龍）國務大臣 ありがとうございます。ただ、お尋ねします。

○湯山委員 最後に、時間もありませんから一つだけお尋ねします。

大学局長、この学園がつくる大学の数が一校でなければならぬという規定はこの法律にございしますか。

○宮地政府委員 法律の規定として一校ということとを規定している部分はございません。ただし、私も従来から御説明を申し上げておりますように、この放送大学の基本構想に従ひまして進めてまいっております考え方といたしましては、一つの大学として考えている、かようなことでございます。

○湯山委員 それはよくわかります。しかし、多数つくったからといって、いま出しておる法律を改正しなくても法律違反ではありませんね。

○宮地政府委員 具体的な事柄といたしましては、ただいま御説明しましたように、一校ということ想定して従来とも作業を進めてまいっておりまして、そういう従来の構想を受けて法案の御審議をお願いしているということでございます。条文の規定としては、明文の規定でそういう一校ということを示しているということではないということでございます。

○湯山委員 そこで、私はさっき、文部省としてもっと早くできないかというのを申し上げると、局長は、地域によってスクーリングその他の特性も考えなければならぬということも申し上げておっしゃいました。確かに、教育の三分の一の電波で出る部分は恐らく全国共通でしょうが、スクーリングはかなり地域性がありますし、それからテキストも、大きい印刷は全部一律になるでしょうが、場合によれば欄外へ地域に即したものを参考として入れることは可能ですから、そういう自主性は地域地域の各県別に置かれる学習センターにもあつていいのではないかと、また、なければならぬのではないかと。また、どの先生を頼んでくるにしても、全部中央の学長が行って四十幾つを回ってやるわけにいかぬですから、そういうことを考えてみると、ひよっとすると法律的に認められるのならば、これは結論が私にもありません、御研究願いたいのです。現在、国立大学も各府県にありまして、文部省が一応行政的にその責任を持って結構運営できておるのですから、学園は学園としていまのようにする、中央の放送は東京放送大学がやるならやめて、あとのところもやらぬわけではない、中継してやりますから放送施設も持つということ各府県別に大学を認める。それなら名前も簡単で、山口県にできたのは山口放送大学でいいわけです。

そういう形にしてやればいい、さっき教授会と評議会の問題がありました、そこでちゃんと教授会がきますよ。これは何の法的な矛盾もなくできていく。しかも、完成した場合に、大体どれくらいか、四十五万として県営なりに

すると一万くらいでしようか、大ざっぱな計算ですが、一万としてスクーリングが三分の一で三千名ですね。この三千名の学生がスクーリングを受けておる大学というのは、そんなに小さい大学じゃないでしょう。そうすると、そこでスクーリングもやる、実習もやる、カウンセリングもやる、しかも時間割も決めて、先生たちでこの足りないのはこの人がやるとか、そういうことをやっていくのに、会議やそういう協議なくしてはやれない。

そこで、もし大学の自治を侵すものがあれば、個々の単位単位でこれを教授会で排除していく、それがうまく運営していくようにしていくということも考えれば、また別な問題もありますけれども、部分的に解決される問題もあるのじゃないか。これはそれがいいとは私も申しませんが、ただし、いままで全然そういう検討はされてい

○宮地政府委員 放送大学の構想の検討の過程におきましては、全国一律に同じ番組が放送されるという形で構想するよりは、幾つかの放送大学の連合体というような形の方がいいのではないかと、いろいろな議論もあつたように伺っております。それらについて整理、検討いたしまして、放送大学及び放送大学学園としては一つ設けるという考え方に立つた法案としてまとめられるに至った、かように伺っております。

○湯山委員 そこで、この問題も私はやはり一通検討してもらって、そうした場合にはどういう長所がある、また、どういう短所があるというようなことを御検討願って、これもひとつ資料にしたいのだと思います。法律的には、いまのように別にそうだからといってこの法律を変えないでもできることですから、また、初めの方でそういう御意見があつたということも、これも意味では貴重なもので、あるいは教授会とか大学の自治とかそういう観点からこうすべきじゃないかという意見もあつたかもしれないし、私は、スクーリングの運営などというものは、いまのように何人

かの非常勤の人がばつと教室へ入ったらばつとできるような体制というのは、これだけ何千という学生を持って簡単にできるものではないと思うのです。

そうすると、それらの運営というのは、やはりその非常勤の先生も含めた何かの機関、対応する機関、それがなければ困るのじゃないか。ただ若干問題なのは、学長が理事になるという規定があるから、理事の数は少し多くなりますけれども、理事会というのはいかに機能するように書いてないから、これは結構ぬのじやないかな。学長が理事長を兼ねる場合もね、東京放送大学の学長が理事長を兼ねる、あるいはまた埼玉放送大学の学長が理事長を兼ねる、これも法律上できないことでもないし、私、いまそれがいいとは思いません、しかし、運んでいく段階的には検討していただかなければならない問題じゃないか。そういう点の資料は、さっき局長も言うように、あつたそうですぐらいいいか残っていないのですから、もう一遍、そのときに検討した資料等を御提示願って、私たちも、真剣に考えていきたい、このように考えますので、これもひとつお願いしたいと思ひます。

委員長もひとつ、いまのようなことですが、時間が参りましたので私の質問はこれで終わりますが、結局問題は、放送法と教育との間には、いまのようにそれぞれ受け持ちの分野を忠実に守つていけば、抵触し干渉する部分がある。これはいま申し上げましたように、放送法の四十四条三項、それから教育の方では教育基本法の八条、九条は、必ずしも一致していない。したがって、どちらがどう干渉するか、とにかく干渉する部分がある。これは非常に重要な問題だ。これは中西委員が指摘したとおりです。

それから、第二に申し上げたのは、とにかく来世紀のことではこの時代に余りにも遅過ぎる。そこで、郵政省側は対応する対策を自信を持ってお示しになったのですから、文部省もそれだけ引き

寄せられるか、予算の都合で延びるものがあつたにしても、とにかくこゝまでは縮められるという案の御提示を願う。

第三番目には、教授会とか自治会とかスクーリングを円滑にするために複数の大学を持つということも御検討願うということをやきよう申し上げました。

大変めんどうなことが多いのですが、しかし、大事な問題だし、われわれとしても早く実現してほしいという気持ちから申し上げましたので、大臣におかれても、ぜひひとつ、その点御理解の上で御尽力願ひたいと思ひます。

○田中(龍)國務大臣 大変貴重な御意見、いろいろとありがとうございます。なおまた、先生の非常に積極的な御推進方に対します御熱意なり御鞭撻に厚く御礼申し上げます。よろしくお願いいたします。

○三ツ林委員長 山原健二郎君。

○山原委員 最初に、ずいぶん長い審議をしておるわけですが、また大臣も、いまの御答えのように、貴重な御意見を承りましたという御答弁を伺回かしておるわけですが、四回目の国会への提出でありますけれども、法案そのものは全く変わっていない。そして各委員からの質問に対しまして、確かに御答えはされておりますが、それがすべて納得できるだけのものになっていないものもございまして、また、きょうも出ましたように、学園の自由というものと放送法との関係の抵触の部分、これもまだ本当にお互いが納得するところまでは至っていない。やはり矛盾を抱えたままの法案であるということも感じられます。

そこで、われわれもずいぶん質問もしてきたわけですが、われわれの方も、いままで出した疑問については一応まとめまして、大体こういうことが問題になってきた、各党の意見もこういう点を主として問題にしていきたい、これは整理をする段階に来ておると思ひます。同時に文部省の方も、答弁はしてきたけれども、いささかも態度を

御説明を申し上げてきたつもりでございますけれども、先ほど申しましたように、さらに法律事項とすべきかどうかということにつきましては、事柄として大学の運営上生かしていくべきような事柄もあるのではないか、そのことについては、今

これは後でまたちょっと質問しますが、その前に、もしこの法案が通りました場合にどういうことになるかという点についてお聞きをしておきたいのです。この法案が通りましたら、現在の段階

なお、設立委員といたしましたは、従来の例を参考にしたしまして、十人ないし二十人程度が適当ではないかというぐあいに考えておりまして、

予定される設立委員といたしましては、学園の理事長または監事となるべき者がまず入るわけでございまして、ほかに国公立大学の学長等教育関係者、文部省その他関係行政機関の職員、その他放送事業に關し學識経験を有する者等、学園の設立に關する事務の円滑、適正な処理のために必要と思われる者がその構成に入ってくる、かように考えるわけでございます。

そこで、学園が設立されました後におきまして、学園において放送大学の開設、放送局の開設、この二つの具体的な準備が取り進められるということになるわけでございます。五十八年度の第二期というところでたまたま計画し、法案の審議に際して御説明申し上げておるわけでございしますが、第二期から学生を受け入れるということにしておりまして、その手順としては、おおむね次のようなことが考えられるわけでございます。

これは本年度法律の成立という前提での御説明ということで申し上げますと、まず学長予定者を中心として設置計画を取りまとめまして、昭和五十五年度中に文部大臣に大学設置認可申請を行うことになるわけでございます。そして約一年間の大学設置審議会での審議を経まして、五十六年度に設置認可を受け、放送大学を設置するという手順になるわけでございます。放送局につきましまして、昭和五十五年度において奥城送信所一カ所を含めまして放送局の開設計画をまとめまして、五十六年度に郵政大臣に免許申請を行い、予備免許を受けまして、放送機器を発売し、施設の完成を待ちまして五十七年度末までに据えつけ調整を行う、五十八年当初に本免許を受けて開始をするという手順になるかと思ひます。学生につきましましては、五十七年一月ごろから募集を開始することにしたしまして、入学者の決定、教材の送付等を経まして、五十八年の第二期から授業を開始する、という段階になるかと思ひます。

そこで、その間におきまして、大学につきましましては施設の整備でございますが、教員の確保、教育課程履習方法等の決定、教材の作成等の諸準備が学園大学において進められることになるわけでございまして、先生も御指摘のとおり、やはり教學面におきまして、放送大学の学長以下の教員スタッフの意向を踏まえて全体の準備に万全を期してまいらなければならぬわけでございしますが、特に放送大学の教員につきまして、大学本部及び学習センターに所要の専任教員を配置するということを予定いたしておりますが、りっぱな教官を確保する、そのことが、これからの放送大学の本当の成功を見るかどうかの分かれ目になる大要大

事なところであると私も考えております。したがって、専任の教官について確保を図ることもとよりでございますけれども、さらに客員教授でございまして、あるいは非常勤講師ということで広く各国公私立大学の教官の御協力を得なければ具体的な作業としては進まないというような問題点もあらうかと思ひます。

そういうような関係がございしますので、具体的な実務といたしまして、ただいま考えております第一期の計画を進めていく段階におきましても大要大きな仕事であるし、またその際に、教員の確保ということが、やはりこの放送大学にとつては一番大事なポイントにもなるというぐあいに私も理解をいたしております。

○山原委員 いまおっしゃったように、ぜひ困難な問題を抱えておるといふことで、五十八年九月のいわゆる開講、学生の受け入れ、放送の開始というの、いまの状態ではむずかしいといふふうに私は考えております。というのは、いまおっしゃいましたように、本部スタッフだけ見ましても、教授三十一名、助教四十名、専門職五十名、チーフディレクター三名、プログラマーディレクター五十名、それから客員教授多数、これは国公立大学協会あるいは私大連等の相当の協力がなければむずかしいわけでして、しかも、学習センターを六カ所につくる場合に、常勤の教授が一人か所五人と言われておりますね、そうしますと六カ所ですと三十名、これも大変なことですね。非常勤に至りましては、数はちよつとわかりませんが、

も、何かこの間の質問に対する御答弁の中では、三十名としますと、百八十人という非常勤ですね。それから全体計画を見ますと、三千二百二十八名ということになっておりますから、これを仮に四十七都道府県で割りましますと、関東に今度で第一期のものです、六カ所四百名という人数を必要とするわけですね。これだけの者が確保できるのかという現実的な問題ですが、この点も考えるに必要ではないかと思ひます。

私が主として御質問申し上げるのは、基本計画とことしの九月に出されました「放送大学について」、この二つで質問するわけですが、基本計画の四ページでは「開講の二年前から、その教育内容の質を決定する活動を開始するための先行投資を必要とする」、こういうふうに書かれております。この四ページは、御承知のような教授陣の整備、こういうことが書かれておりますし、さらに三十四ページを見ますと「授業科目の編成作業は、大学の開講二年前から開始されなければならない。そのためには、その時までに、教育課程編成の中核となるこの大学の教授陣は整備され、少なくとも第一期の科目開設計画の全体構想が決定されている必要がある」と書いてあります。これは相当な準備期間と資金が必要であると文部省自身が発表されておるわけでございます。

そうしますと、二年前と言えれば来年の九月ですよ。五十六年九月までにこういうものがそろわなければなりません、教授陣が整備されなければなりません、しかも全体構想が決定される必要がある、こういうふうになってきますと、これは大変なことですね。ここでのいろいろ論議しておりますけれども、本当にこんな膨大な教授陣あるいは非常勤あるいは客員教授、そういう者を整備して、しかも二年前に教育課程編成、しかも第一期の科目開設計画の全体構想が決定される必要がある、ということになったら、そんなことができるのか。しかも、局長おっしゃいますように、優秀な教授陣を確保することが、この大学の成否を決定する、というぐらゐに大事なことになるかと存じます。

ら、そう考えますと、文部省を責めるわけではありませんが、本当に五十八年十月開設などということが現実の問題として考えられるのか、これは本当に重大な問題だと思ひますが、この点につきましまして簡単に見解を伺っておきたいのです。

○宮地政府委員 先ほど具体的な日程ということで御説明を申し上げたわけでございしますが、大学の設置につきましては、ほぼ一年で認可の手続をとるということにいたしますと、おおむね一番早い時点で進行いたしまして、放送大学自体の設置が五十七年一月ということになるかと思ひます。それから、学生受け入れまでの間が五十八年の二学期、八月ということと考えておるわけでございまして、大学の設置そのものから学生受け入れまでおおよそ一年半要する、というぐあいに思ひます。

先生御指摘のとおり、大変新しい大学をつくり、かつ非常に大きな仕事になるわけでございまして、具体的な御議論をいたしております点につきましては、これから大学をつくる作業そのものは、この特殊法人自体がやるわけでございまして、私どもとしてももちろん、全力を挙げてそのために仕事に取り組みという考う方でございますが、従来からも御説明申し上げておりますとおり、特殊法人ができました、特殊法人が大学の設置認可申請を出して、大学の認可をとるという手続きになります、その設置認可申請に当たりましては、もちろん、教官スタッフにつきましましての大学設置審議会での審査ということも当然にあるわけでございします。

一番大事な点は、教官の確保というところが確かに問題でございまして、そのところが一番大事だ、かように考えておりますが、巨額の金で申せば、大学設置から学生受け入れまでの期間としておおよそ一年半をもちろんでございまして、これもできるだけ早く学生を受け入れる体制を整えたい、ということ、一年半という期間ではなかなか困難ではないかという御指摘でもございしますが、私どもとしては、全力を挙げて、それで実現

育課程の全構想が審議されなければならないといふようなことになってまいりますと、現実の問題としてこれはお考えになっておいた方がいいのではないかと私は思っているわけです。(「参議院で通るよ」と呼ぶ者あり)参議院で通ったつてだめですよ、これはできやしないのだから。こんなことが、一つの学習センターへ四百人もの教授や非常勤の人を集めるなんといふことができるなどとい

いう、文部省はそんな経験がありますか。どうですか、本心に考えておかないとだめですよ。

○宮地政府委員 先ほども開設に至るまでの具体的な事務手続について御説明申し上げたわけでございますが、教官の確保というところが大学の内容と確保する面で一番大事な点であることは御指摘のとおりでございます。具体的には、それは大学設置審議会が教員の審査というものも行われるわけでございます。

そこで、先ほど来お話のございますような国公私立大学の各教育関係者に御協力をいただかなければ、この放送大学が円滑に実現できないことも、これは全く御指摘のとおりでございます。先ほども御説明しましたように、私も文部省としても、もちろん全力を挙げて、そういう国公私立大学の関係者とも話し合いをすることは当然のことでございます。しかしながら、その点はまさに具体の問題として、どういう教員をこの大学にぜひ欲しいということと話をするとすれば、この放送大学の責任者も決まりました、そこで教官スタッフについてどの大学からどういう先生にお願いをするというような具体の交渉というものは、やはり成立を見ないと御相談するわけにいかないわけでございます。

したがって、私どもとしては、先ほどのような期間で非常に大変な事業を進めなければならぬわけでございますけれども、予算的に申しますと、五十五年度予算には、この放送大学学園創設のための第一年度の予算は予算としては計上されているわけでございます。私どもとしては、そういうことを受けて、ただいまのところ、なるべく早く実際に放送大学の授業を開始して、国民のために開かれた大学のスタートを切るために、先ほど申し上げましたような日程で御説明をいたしておるわけでございます。

○山原委員 この問題は、これ以上詰めませんけれども、実際問題として仮に今国会で参議院を通過したとしても、それから特殊法人が生まれますね、特殊法人が生まれて、その間に、いまお話し

やっているのは、幾つかの工程を済ましてやられたとしましても、皆さんが発表されておるように、二年前にはすべての問題が整理されなければならぬ、しかも、かなり厳しく書いてございませう、ただことじやないぞという意味のことを書いてありますからね。第一期については年次別にや

つていくというようなものじゃないのだぞということまで書いてある。文部省としては当然だと思

います。大学の設立に当たっては、それだけの準備とそれだけの体制でやるということを書いていくならば、私は、いまの段階では、五十八年十月開校ということにつきましては、もしそれを強行するならば、出発のときから、この放送大学は相当拙速の形の大学になりかねないという点を心配しておるわけですから、その点を一つの指摘として申し上げておきます。

いま局長が、それらも含めて特殊法人ができて、新しいメンバーによつてやる以外にありませんとおっしゃることもわかります。でも少なくとも、文部省が決めておかなければならぬものもあると思うのです。たとえば学習センター、関東にいわゆる東京タワーを中心とする六カ所の学習センターがでけると言うのでございますけれども、これもどこへできるのか私、聞いたことありません。まず第一番にどこにできるのですか。東京都は二つというのを聞きましたが、たとえば群馬とか栃木とかいうところが入るのですか。どここの県へ学習センターをつくるというふうになっているのでございましょうか。

○宮地政府委員 従来御説明も申し上げておりますとおり、千葉の幕張に本部施設を設置するという考え方に立っております。したがって、放送教育開発センターもそこに設置することになっておるわけでございますけれども、千葉の学習センターはそこにあわせて建設をするというぐあいに計画をいたしておるわけでございます。

千葉以外の学習センターといたしましては、東京に二カ所、埼玉、神奈川というところが各一カ

所考えられるわけでございまして、ほかに県域送信所を設置する地域に一カ所ということで学習センターの設置を考えております。

○山原委員 東京二カ所、千葉一、埼玉一、神奈川一、あと一カ所どこですか。

○宮地政府委員 県域の送信所一カ所を設置することにいたしましたおるわけでございますが、具体的には免許申請時までには郵政省と協議して決定することにいたしました、かように考えております。

○山原委員 この学習センターにつきましては、先日の連合審査のとき二千平米何がしという数字が坪数にしては出てまいりましたけれども、来年の九月、十月段階でそんなことが――まだ県も決まっていないのでしよう。たとえば東京タワーを中心にしてやった場合に、県を見ますと茨城

県、群馬県、栃木県が近くにありますが、それらもまだ決まっていないという。これなどは特殊法人が決めるべきものではない、少なくとも県が決まるわけですからね。東京タワーのエリアの中に群馬、栃木――栃木は一部じゃないかと思えますけれども、茨城はどうなるのか。これを本当に考えてみますと、これも決まっていない、これから相談をするのだというふうなことになるわけですね。千葉の場合はわかりました。東京はどこへつくるかわかりませんが、埼玉、神奈川、あと一カ所はどうなるのか、その辺はわかりませんけれども、とにかく学習センター六カ所というの

は、前から言っておられるのです。これはもう最初の、この問題の審議が始まったときから六カ所と言われておりますけれども、あれからかなりの日数がたっておりますが、それも決まっていないうことになると、ちょっとやみくもみたいな感じがしますね。これから郵政省と相談をして、あと残った一県を決めるというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○山原委員 もう一つの問題は、単位の互換の問題です。これは今度の放送大学の目玉として打ち出しておりますが、この単位の互換については、これまで文部省の大学局のこの資料、大学局高等教育計画課が二年前、七八年六月に出されました報告書を見ますと、これまで単位の互換については、国立では島根大学の文理学部と岡山大学の理学部など九大学十学部に過ぎず、その対象者はわずか二十五名である。これだけの経験しか踏んでおりません。

それからさらに、重要な目玉といたしております「放送大学について」の中に「編入学を積極的に進める」ということを言っておられるのでありますけれども、これにつきましては、どの大学でどれだけその経験を持っておるか、これをお聞きしたいと思うのです。ほとんど経験もないものを放送大学にがばつと持ち込んでくる、しかも、それが目玉だということになってきますと、文部省としても、相当経験を積み、その教訓の上に立って、編入あるいは単位互換を考えられたのではないかと思いますが、しかし、いままでの経験からするならば、どうもそうならないかと思うのですが、この点いかがでしょうか。

○宮地政府委員 大学における単位互換について、国内の学部段階では必ずしも十分でないという御指摘は、ただいま先生が言われたとおりでございます。

現段階で把握している点で申し上げますと、国公私立を合わせまして、学部段階で国内の大学とは百十三大学、海外の大学とは百十五大学がやっておりますわけでございます。また大学院段階では、国内の大学院とは百十五大学院がやっておりますし、海外の大学院とは百八大学院が、この制度によりまして単位互換が行えるような学内の規定の整備はいたしておるという状況でございます。

具体的に、五十四年度で国内の他大学で単位を取得した者は、学部レベルでは六十四名ということと比較的少ないわけでございますが、大学院では五百七十四名、海外の大学で単位を取得した者

制度的な仕組みとしてはいろいろ考えております

ます。さらに基本計画の二十一ページを見ます。

教授会の決定すべきものであっていいわけです

従来から御説明しておりますように、放送大学

におきましても、教授会が、学校教育法五十九条の規定にございますように、重要な事項を審議するための機関として置かれるわけでございまして、具体的な教授会の中身としては、先ほど言われましたような教育内容自体についていろいろお決めいただく事柄が大変ございしますが、そのこと自身もこれまた大学が自主的に取り組みになりお決めになる事柄、かように考えております。

○山原委員 大学がお決めることだと思つて、いまいきやうな私、わざわざ読み上げたのは、この大学は「通常の大学と著しく異なり」と、こう書きながら、なおかつ主要教務事務に関する最高審議機関という位置づけがなされるわけでございします。そして特殊な事情はあるけれども、教授内容、教育計画等については審議をし、採決をし、決定をしていくというこれだけの任務を持つてゐる。それがなぜ人事権だけは評議会に移譲するのか。ここに、けさからも問題が出ておりますところの文部省のこの大学に対する考え方が出てゐるのじゃないか。

もともと、御承知のように国立大学の評議会に関する暫定措置を定める規則、その規則を法律に昇格するといひますか、そういう形のところにわれわれは疑念を持つてゐるわけでして、評議会をおつくりになるとかならないといひことは、大学の教授会、大学自体にお任せすればいい。ほかのところは任せるといひ、あるいは特殊法人に困難な数多くの問題をお任せするといひながら、人事権については、やはり文部省の見解が評議会という表現の中に入つてゐます。私は、自分の私案としてこの法律に対する修正案を出そうとすれば、評議会を削ります。その方がずっと民主的だと思います。

それからもう一つは、理事会の問題ですが、理事会をなぜ合議制でなくて独任制にしたかという問題がございします。これもいろいろ理由はおつちやつてゐるわけですが、特殊法人だから、特殊法人になじむのは独任制だというお考えだろうと思ひますけれども、特殊法人といへば、

これはたとえば私学振興財団とか学校給食会とかいうような特殊法人がございしますが、それに横並びをするわけですね。でも一方は、私立学校の法人があるわけですね。私立学校の法人におきましては、全部理事会は合議制になつてゐるわけですね。

私は、法制局の方へも聞きましたけれども、学園が特殊法人であつても民主的運営を配慮するから合議制にしても何らかしかならぬといふてゐるのです。だから、この放送大学学園につくられる理事会にしましても、合議制にしまひたいのではないかと。

それからもう一つは、この案には理事四人以内、監事は二人以内とした理由も突はお聞きしたいのです。私立学校法によりまして、理事は五人以上です。それから監事は二人以上となつてゐます。この場合、大丸さんがかつて「私立学校法逐条解説」の中に書いておられますけれども、これは少数理事の専断にゆだねられるおそれがあり、学校法人にふさわしくないといひ、理事は五人以上、監事は二人以上としたという逐条解説がございします。その点から見ましても、理事会は独任制ではなくて合議制にするといひことが、より民主的だといひことを私は考えております。

私が仮にこの法案に対する修正案を出すとするならば、理事会は合議制にする、それから人数につきましても、この四人、二人といふことではなくて、むしろそれ以上にするといひことが、学園の民主的な運営のためにもよりベターだと私は考えておるわけでございますが、この点についての見解を伺ひたいのであります。

○宮地政府委員 お尋ねの点で、まず理事の数についてのお尋ねでございますが、常勤の理事四人以内という規定にいたしておりますが、ほかに非常勤の理事が三人置かれてゐるわけでございます。理事一人、常勤の理事四人以内、非常勤の理事三人以内という構成で理事といふものの構成を考へてゐるわけでございます。したがらいましめて、私どもとしては、特殊法人としての役員の構

成が余りにも多くなることもいひがかりといひことも考へ、また、役員構成として必要にして十分な数は確保する、しかし、それ以上余り多くなることも、これは特殊法人の役員組織として膨大過ぎる組織はいかかといふようなことで、ただいま申しました常勤の理事が四人、非常勤の理事三人という構成で考へてゐるわけでございます。

それからもう一点、合議制の理事会の規定をなぜ法律事項にしないのかといひお尋ねでございますが、この点は、けさども御質問があつた際にお答えをしたわけでございますけれども、大学の学長が役職として理事に当然に加わつてゐるわけでございます。その際、大学と理事会との関係におきまして、大学にかかります事項を、合議制の理事会の議によりしめるというようにすることになります。むしろ大学の自主的活動を制約することになるのではないかと考へてゐることにしまして、法律上の合議制の理事会という仕組みにいたさなかつたわけでございます。もとより、理事長、各理事の職務の執行にいたしまして、全体が十分合議をいたしまして、円滑な推進をするといひことは、考へ方としては当然考へるべき事柄であらうかと思ひますけれども、ただいま申しましたような点で、法律上の合議制にすることはいかかといひことで合議制を設けなかつたといひことでございます。

○山原委員 余り時間がありませんから、次に評議会の人事権の問題ですが、これは筑波大学の評議会問題のときにいふん論議しまして、奥野文部大臣のときに筑波大学法案が問題になつたわけですが、そのときに、評議会問題ですけれども、これにつきまして、筑波大学についてだけこの法律に書かせていただいたといふふうに出てゐるわけですね。文部省令で書く道もあるかもしれないけれども、あえて特別な方式をとるのだから、この法律規定の中に挙げさせていただいたのです。このように、これは私に對する答弁でございますが、筑波大学に限つて評議会といふものを導入してゐるわけ、他の大学とは別だといひことは、

終始筑波大学法案のときに論議をされてゐるわけですね。

この評議会問題は、先ほども言ひましたが、この放送大学が、教員組織が特殊だから、人事の問題については評議会、といひ方方は私は納得しません。それもまた大学の教授会におきまして、いろいろ組織上の困難はありましても、この放送大学の運営に当たつて最も民主的にやるためには、たとえば教授会の中から人を選任をして、そして評議会的なものをつくる場合もあるでしよう、しかし、それはそれこそ大学の自治に関する問題でございますから、これは当然、つくられる放送大学に任すべき問題であるといひ点は、私は譲ることはできない気持ちでおるわけでございます。

少しあとに時間を残したいために、時間がございせんが、せっかく大蔵省おいでくださつておりますので、この放送大学につきましての予算の問題でございますが、最初、資本投資額が八百六十七億九千七百万、それから経費が二百八十九億一千二百万でございしました。これが五十年年度の試算でございますから、これをこしに直しますと、五十年年度の消費費を一〇〇としますと本年は一三八・一と、こういうふうになつておるわけでございますので、この物価指数の上昇を見まして、これに計算をしてまいりますと、五十五年で計算して資本的経費が千九百九十七億、経費が四百一十一億、この経費に至りましては、毎年度これだけの金が必要といひ中身になつてゐるわけでございます。第一期の放送大学の面を考へましても、資本的経費が当初八十八億であつたものが九十七億、経費が四十億であつたものが四十七億と、わずか九カ月の間にこれだけ上昇しなければならぬといひ数字が出ておるのでございします。しかも、学習センターの土地代は入つておりません。あるいは地方事務センターをつくる土地代などもこれには入つておりません。あるいは送信所の土地代などもどうなるのかわかりません。

そういったことを考えますと、相当膨大な経費が必要になってくると思います。また、この間の栗田さんの質問に対しては、学習センターは実情に見合せてふやしていくという答弁がなされておるわけですが、こういう点から考えますと、文部省の放送大学学園あるいは放送大学の設立に当たりまして、こういう予算の要求があれば、大蔵省としては、これを認める腹で取り組んでおられるのかどうか、最初に伺いたいのであります。

○篠沢説明員 お答え申し上げます。

放送大学につきまして、先生御指摘のとおり相当巨額の投資が必要になるだろう、また、毎年の運営の事業の規模というものも相当大きなものになる、収入というものももちろん予定されるのだと思いますけれども、国費の負担もある程度のもので考えられなければならないだろう、そういうことでございますので、その財政措置は、率直に申し上げますと、なかなか容易ならぬものと考えております。

しかしながら、これは長年の検討を経まして政府部内におきまして成案を得てきております。したがって、私どもといたしましては、現下の非常に大変な財政事情は十分に踏まえながら、極力いろいろな工夫をこらして切り詰めた要求をしてもらいたい。それに対しては私も、毎年度の予算編成におきまして全体の予算枠との関係の中で逐次具体化を図っていくということで文部省と相談してまいりたいと思うわけでございます。

現在のところは、先生全体計画の数字をおっしゃったわけでございますけれども、私どもといたしましては、当面、いわゆる第一期の計画の範囲内の具体化ということでございますので、たとえば施設設備で申しますと、九十数億という規模と聞いておりますけれども、これを数カ年で整備したいという話でございますので、それだけでも大変な問題ではございますけれども、この財政事情を十分に踏まえながら、できるだけ支障のない

形で逐次予算措置を考えてまいるのはかはないというふうな考えております。

○山原委員 せっかくできるとするならば、これだけ論議してきた放送大学ですから、本当にテイチなものというわけにはいかぬと思います。そういう意味で、大蔵省は、今度のゼロリストなどにしまして、教育予算へのしわ寄せというものは相当考えておられる、歳出百科の面でもですね、そういったことを考えてみますと、教育予算全体の伸びがかなり抑制をされる段階で、一方ではこの放送大学の問題がふくらんでいくという、この関係が出てくると思うのです。

そういう意味で、もちろん、放送大学には放送大学の予算が必要となると思いますが、また同時に、教育の発展ということが、それによつていささかでも阻害されることがあつてはならぬというふうな考えるわけでございまして、そういう意味で、これは相当大きな問題を抱えたなあと感じが恐らく文部省もされておると思うのです。

以上でございます。質問を終わりますけれども、最後に、もう一つだけお聞きしておきたいのですが、この評議會の問題ですね、これが野党側の御質問の中では一番やはり問題になってきておると思います。それから、細かな部分につきましては、理事を何名にするとかしないとかいうようなことにつきましては、これは提案者の方とまたそれに対して疑問を持つておる方とすり合わせをやつて、これは解決できない問題ではなからうと思ひます。解決できる問題、あるいは一番問題になっている焦点をどうするかということについては、これはできるならば修正すべき点は修正するという構えでこの最終段階を迎える必要があると思ひますが、この法案については、いままでいろいろ話は聞いたけれども、これは聞いただけで、それに対しては満足な答弁をしてきたからこれ以上変える必要はないというふうなお考えでいらっしゃるのかどうか、この点を大臣にお聞きして私の質問を終わります。

○田中(龍)國務大臣 御案内のとおり、大変長い

間御審議をいただいた本案でございますので、その間にいろいろと紆余曲折があつたと思ひます。この提案に対しては、どうぞくれぐれもよろしく御協賛のほどをお願いいたします。

○山原委員 じゃ、きょうはこれでおきます。

○三ツ林委員長 次回は、明後七日午前十時理事會、午前十時三十分委員會を開會することとし、本日は、これにて散會いたします。

午後五時二十二分散會

昭和五十五年十一月十四日印刷

昭和五十五年十一月十五日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

D